

令和3年6月定例会 防災・感染症対策特別委員会(付託)

令和3年7月6日(火)

[委員会の概要]

岡田委員長

ただいまから、防災・感染症対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る、付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(説明資料(その3))

【報告事項】

○新型コロナウイルス感染症への対応について(資料1)

○徳島県耐震改修促進計画の改定(案)について(資料2-1)

○徳島県耐震改修促進計画(案)(資料2-2)

谷本危機管理環境部長

それでは、今定例会に提出いたしました防災・感染症対策関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

私からは、歳入歳出予算の総括及び危機管理環境部関係について御説明を申し上げ、引き続き各所管部から御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

お手元の説明資料、1ページをお開きください。一般会計の総括でございます。

補正予算額は、左から3列目、補正額欄の最下段に記載のとおり、4億円の補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で770億2,847万8,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

なお、危機管理環境部関係の提出案件はございません。

この際1点、御報告いたします。

お手元の資料1を御覧ください。新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

事前の委員会以降の動きについて、簡単に御説明させていただきます。6月17日の第55回県対策本部会議において、とくしまアラートを「感染観察・強化」に据え置くとともに、6月21日から8月15日までの第5波早期警戒期間における対策を決定した1週間後の6月24日、第56回県対策本部会議を開催し、とくしまアラートの5指標7項目全てが国のステージI基準を下回ったことなどから、県専門家会議の御意見も踏まえ、約2か月半ぶりにとくしまアラートの解除を決定いたしました。

現在、緊急事態宣言が沖縄県に発出されており、まん延防止等重点措置についても、10都道府県、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫

県、福岡県に適用されております。

また、アルファ株よりも更に感染力が強いと言われるデルタ株が多く、多くの県で確認されており、6月25日には隣の香川県で確認されるなど、本県でも県外からのウイルスの持込みにより、いつ感染が再拡大してもおかしくない状況であることから、次なる感染拡大の波を水際で阻止し、仮に第5波が訪れたとしてもその影響を最小限に食い止めるよう、引き続き気を引き締めて必要な対策をしっかりと進めてまいります。

以上、御報告申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

鎌村感染症・疾病予防統括監

6月定例会に追加提出しております保健福祉部関係の案件につきまして御説明申し上げます。

委員会説明資料1ページをお開きください。表の上から2段目、保健福祉部としまして、補正額4億円の増額をお願いしております。補正後の予算総額は237億580万円となっております。財源につきましては、右の財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。今回の補正予算案について御説明いたします。

ワクチン・入院調整課でございます。予防費の摘要欄①のア、(ア)の新型コロナワクチン個別接種加速化事業の4億円は、新型コロナワクチンの迅速な接種を推進し、接種回数の上上げと接種を行う医療機関の拡大を図るため、個別接種を行う病院や診療所に対し、接種回数に応じた支援や接種体制の強化に対する支援を行うものです。

以上が今定例会に追加提出しております保健福祉部関係の案件でございます。

報告事項はございません。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

貫名県土整備部長

続きまして、県土整備部から1点報告させていただきます。

お手元の資料2-1を御覧ください。徳島県耐震改修促進計画の改定(案)についてでございます。

平成19年3月に1回目の計画を策定後、2回目となる改定に向けて、昨年度から実態調査や外部有識者会議において検討を進め、今回、さきの県議会2月定例会での素案の御論議や、パブリックコメントによる県民の皆様からの意見も踏まえた計画案を報告するものでございます。

計画期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間としております。

計画の目標としては、住宅について、住民の命を守る減災化の視点も取り入れ、地震発生時における建物被害による死者ゼロを新たな目標とし、また、学校・病院などの特定建築物につきましては引き続き、耐震化率100パーセントを目標とするものでございます。

新たな取組として、高齢世帯の耐震化に踏み込めない事情を踏まえ、まずは助かる命を助けるため、福祉関係機関と連携の上、家具等の転倒防止対策や地震時の被害を最小限にする簡易対策などの減災化について、重点的に取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

岡田委員長

以上で説明等は終わりました。
それでは質疑をどうぞ。

岡本委員

コロナは少し落ち着いてきたのですが、連日連夜、大変御苦労されていますけれども、まずは心から感謝を申し上げます。

この前、事前委員会の時に河川について聞いたので、今回は土石流について聞こうかなと思っていましたのですが、何のタイミングか、あのような災害が熱海で起こりました。

それで、新しい数字を教えてほしいなと思うのですが、この前に知事会長になった時にした質問では、元々の危険箇所が1万3,001か所あって、その中で指定できているのが1万1,423か所で、地元でいうと小松島市が209か所だったかな、勝浦町が297か所、上勝町が308か所だったと思うのですね。それで、最終的に1万2,368か所ぐらいを目指していますという話だったのです。それから1年半たっているのですが、多分もう少し数字が多くなっていると思うのだけれど、これ三つあるのですよね。土石流と急傾斜と地すべり、それを合わせて今の数字はどうなっていますか。

杉本砂防防災課長

ただいま、岡本委員から、土砂災害に係る区域指定についての御質問を頂きました。

本県におきましては、土砂災害警戒区域の指定に先立ち実施しておりました基礎調査、こちらを1万3,001か所で実施しております。これを平成28年度末までに完了させまして、その後、委員がおっしゃったように随時指定をしておりました。この指定につきましては、とくしま行動計画の目標を1年前倒しした形で、令和元年12月までに1万2,368か所の区域を完了させたところでございます。

現在のところ、県内での指定箇所につきましては、約1万2,400か所ございまして、その内訳でございますが、小松島市では210か所が警戒区域として指定されております。

さらに、この中で委員がおっしゃったように三つの種類がございまして、土石流については58か所、急傾斜では150か所、地すべりでは2か所、計210か所が小松島市の中で指定されております。

続きまして、勝浦町でございますが土石流が73か所、急傾斜が211か所、地すべりが13か所、合わせて297か所の指定となっております。

上勝町でございますが、土石流が52か所、急傾斜が247か所、地すべりが9か所の合わせて308か所を現在指定しているところでございます。

岡本委員

先に個別のことを言ってくれたのだけれど、今県全体で1万2,401か所だと思うのですが、土石流と急傾斜と地すべりの三つの内訳を教えてください。小松島市と勝浦町と上勝町と、地域別には三つに分けて言ってくれたけどね。

杉本砂防防災課長

県内での1万2,401箇所での内訳でございます。

土石流が2,262か所、急傾斜が9,815か所、地すべりが324か所でございます。

岡本委員

その数字でいいのですけれども、もともと1万3,001か所という数字を考えながらいくと、確か、指定する段階で逆に解除している分があるのですよね。例えば美馬市とかね。あれは何で解除しているの。確か五つあるよね。解除というのはどう意味ですか。

杉本砂防防災課長

解除につきましては、おっしゃったとおり、今現在5か所、全解除ではなくて一部解除している所がございます。

解除につきましては、そういった土石流や山崩れが起きたときに建物が被害を受けるといふ所を指定しているのですけれども、この背後に、例えば砂防ダムとか、急傾斜の施設なり構造物がきちり出来上がって、きちんと土砂を捕捉ができるような施設ができた時点で部分的に解除していくということがされております。

これが今現在5か所、一部解除分を含めまして解除しているところでございます。

岡本委員

分かったのですが、そもそも、地すべりは法律ができたのが昭和33年だと思うのよ。で、砂防は明治33年なのだけど。地すべりは今減っているのですが、話では徳島県は全国で2番目だったのよね。それで私の聞いている限りでは、そもそも徳島県の土木だか農林だかに結構そういう博士みたいな人がいてやっていた、今はできていないのだけだね。それでいいのだと思うのですが、いろいろな経緯があってね、いろいろなデータ、いろいろなやり方がたくさんあって、違う数字がたくさんあるのですよ。これはこれでいいのですよ、指定区域は。だから、地すべりはどうなの、急傾斜はどうなの、土石流はどうなの、ということ、少しまた整理しておいてくださいね。一つじゃない、三つも四つもある。県民から見たら、やはりもう少し分かりやすいほうがいいと思うので。答弁はいいからね、そこは整理をしてほしいなと思います。

解除は数箇所したということなので、きちんとその解除、随分お金掛けたからね。しっかり指定はしていただいていますよね。で、ずっと本会議でも何回も言っているのですが、指定はしたけど、ここは危ないですよときちんと言ってくれたけれど、ではどうやって防止するのと言ったら、分かりやすく言えばお金がないのよね。だから、熱海の問題もそうだけれども、やはりなかなかのよね。で、これもあえて難しいことは言わないけれど、とにかく危ない所からしっかりと形にね。この間からそのニュースばかりだからね。これも答弁は難しいだろうからね、しっかりやってください。

もう一つ、これもよく言われる、防災・減災、国土強^{きょうじん}靱化のための5か年加速化対策。これだけあるのだけれどもね、これ、ずっと読んでいるのですけど、なかなかなのですが、この中に、流域防災という中で砂防が少し触れられているのです。少しといっても大事なところなのですね。

それで、ここにうたわれているのは全国で3万2,000か所なのです。街づくり等の観点から特に重要な箇所、3万2,000か所が砂防事業等の実施により保全されるうんぬんと。

それで、これも答弁が難しいと思うのだけれど、街づくり等の観点からという状況の中の砂防、これがではどうやって、どういう取組の上にやっていくか、という答弁だったらできるかな。

杉本砂防防災課長

今後の土砂災害に対する整備の進め方についての御質問を頂いたかと思えます。

多くの土砂災害の危険な箇所がございますが、この中で飽くまでも人的被害を最優先に考えて重点的に整備したいと考えているところでございます。

その中で、街づくりの観点も含めまして、直近の課題に対応するためにハード整備の重点項目を掲げているところでございます。この中では、災害時の要配慮者利用施設、また防災拠点、皆さんが逃げていただくための避難路、避難所、こういった所を保全する予防対策。2点目は、既存の施設の長寿命化対策。3点目は、大きな問題であります津波に対する避難場所の確保を併せて実施するような地震・津波対策。こういったところを従前から大きな目標として捉えている中で、特に近年の新しい災害からの知見を基に、道路やJRなどのインフラ、また水道・電気などのライフライン、さらには先ほどの避難路といった重要なインフラの機能整備確保を掲げて、緊急度・重要度を勘案しながら整備を計画的に進めてまいりたいと思っております。もちろん、国の5か年加速化対策の予算を活用しながら精一杯努力してまいりたいと考えているところでございます。

また、このハードだけではなかなか実際のところは難しいところがありますので、先にお示しいただきましたような砂防指定を踏まえまして、避難の体制作りというものをソフト対策として、情報の提供も踏まえまして整備をしてまいりたい。ハード・ソフト一体となった取組を進めていきたいと考えているところでございます。

岡本委員

その辺のことを、この15兆円の中に入れ込んでいくことが予算をうまく頂く方法かなと思ったりしております。道路特定財源確保を求める都道府県議会議員の会というのがある、たまたま私、その徳島県代表で行っているのだけれどね、道路はそれがたくさんあるのよね。河川砂防は意外とまだそこまでいっていないので、我々ももっとしっかり頑張らなければいけないと思っております。

さっきのデータに戻るけど、データで見たら三好市が1番で美馬市が2番で、なぜか3番が阿南市なのです。なぜかなと思って、いろいろホームページを見たら、この箇所が出てきて、その図面がバーンと出るのです。それをずっと追っていったら、私の家ももちろん出るのだけれど、こういうのを見たら本当にこれは危ないなとみんな思う。大体の家が掛かっていますよ。これ、もうちょっと宣伝しないといけないね。見てもらったらいいわ。もうちょっとPRか何かして見てもらわないと危機意識が出てこないと思うのです。あの指定をやっている時はたくさん来たよね、だから少しそれもやってください。

今回は、深層崩壊か表層崩壊かとかいうこともあるけれど、盛土で考えたら正に人災みたいなことになっていますよね。大変なことなのですよ。

これも答弁しにくいと思うのだけれど、あの熱海の盛土から大分下に砂防堰堤えんていがあったということ、今朝ニュースで見たのですね。それを乗り越えて、ということになってい

るのだけれど、この砂防堰堤えんていを造るとき、事前に調査ボーリングをしますよね。どの程度、どのぐらいまで調査をやって、その調査に基づいて、どのぐらいの砂防の延長や高さ、ということになると思うのだけれど、テレビを見ていたら、その砂防堰堤えんていは2,000立方メートルしか止められないと。それで、落ちたのは盛土だけで5万4,000立方メートルでトータルしたら10万立方メートルあると。

もう1回言うよ。砂防堰堤えんていを造るときに、どこまで調査をして入れるということを答弁するのだったら分かりやすいでしょう。

杉本砂防防災課長

ただいま、砂防堰堤えんていの計画作りのところの手法についての御質問かと思えます。

まず、砂防堰堤えんていを行うべき所といいますと、もちろん、元々ある谷筋の荒廃状況を調査をした上で、そこに必要な高さのダム、複数いるのかどうかも含めて計画を作っていくこととしております。

まずは、ここら辺りにダムを造ろうと決めた地点の上流側の流域の中で谷筋の荒廃状況を調べまして、その延長と、あとは流出するであろう土の厚みを算出した上で、ボリュームが出てまいります。土砂災害が起こった場合に発生して流れ出てくる土量、これを適切に、下に越させないように、下にももちろん保全施設がございますので、家屋などありますので、ここに到達させないように、したとしても適切な量で出せるように、という形を整えるダム造りをしてまいります。

基本的には大きなダム、15メートルとかそういう形のダムが一般的ではございますが、そういう形だけでなく、複数置いた場合については、谷底の少し小さめの、床固とこがためというような、砂防堰堤えんていの種類にも大小あるのですけれども、そういった物も設置していった複合的、トータル的に整えていくという形でございます。

今回、新聞報道だけですので、熱海の現場の中でどこにどういった施設が、という具体的な情報が入っていないのですけれども、確かに砂防堰堤えんていが一つ存在していたとの報道がございます。それが今回、いかに機能を果たせたのかということは今後検証をしていかないといけないだろうというところでございます。

まずは、そういった手法に基づいて必要な所を計画していくと。その後、もちろん地質のボーリングという調査をしていくのですけれども、そのような流れになっているところです。

岡本委員

大体分かったけどね。で、これ自分のほうに向けて悪いのだけれど、例えばここにこう砂防ダムを造るとしたら、何メートルぐらい上流までやるの。今回そこなのよね。多分今の話だったら、ここにこうできたらこれだけして尾根までやるというけど、ここだけなのかなと思って。例えば1キロメートル上流でやっていたらそんなことないのだけれど、これはどの範囲でやるのですかね。これでいったら、こうは分かるわな。

杉本砂防防災課長

その一つのダムの形として、左右どこまでということ。

(「ではなくて」と言う者あり)

上流側。

(「です」と言う者あり)

ダム自体は、一つのダムとしての厚み、膨らみがありますけれど、単体で設置していきますので、必要だったらこの上流にもう一つ置いたりとかといった形でダム自体は造り込んでいく形になります。

岡本委員

多分、砂防ダムを造るときにここの本体の所をちゃんとしていなかったら大変なことになると思うのだけれど、上流というのは余りやらないのだろうと。だから今回のことから言ったら、やはりそこも考えてやらなかったらまずいのかなと。農林のほうの治山ダムも一緒なのだけれど、何かそんなことを今回の新聞などを見ていたら思ったのだけれどね。

それで、難しいことばかり言うけれども、もう一つね、実は勝浦町で大変なことが2年前から起こっていてね。新聞では、熱海で5万立方メートルの盛土をして落ちたという話なのだけれども、勝浦川の一番狭い所ね、49.636キロメートルある一番狭い所で、何と27万立方メートルの盛土をやっています。

これは県にもずっと言っているのだけれども、なぜ言うかといったら、防災・感染症対策特別委員会だったらもう一度言っておくと実は言われたのですが、大変なことになっていてね。県は認可する所ではないので、経済産業省が認可しているからどうにもならないという話なのです。でも、県にもお願いをしっかりとしていると。

現状は、認可はしているけれど、ほとんどの住民が署名して町議会に上がっているの、今は何とか来ていません。盛土を持って来ていない。けれど、一応、許可はそうになっているのよね。それで、この間1,000立方メートルぐらい来たけど。

そんな状況があるので、これもみんなに分かっておいてほしいなと思ってあえて言いました。この盛土が行ったら、勝浦川で一番狭い所は徳島市飯谷町と勝浦町の境なので、間違いなく勝浦町は全部水没すると計算では出ているのです。だから、これは正にこの委員会全体で共有しておいてほしいなと思います。

これも答弁は要らないからね、終わります。

喜多委員

今の岡本委員に関連しているのですけれども、徳島も砂防堰堤えんていがたくさんありますし、いろいろ危険な所もたくさんあります。そういうことも含めてですけれども、7月3日の熱海市の土石流、土石流というより私が思うのは土砂えんていというか、土砂流えんていと思うのですけれども、そのテレビの映像だけしか分からないのですけれども、すごい勢いで、何か時速40キロメートルぐらいの勢いで家共々に多くの土砂が川に流れて、今のところ犠牲者が3人ということでありまして。あと何人いるか分からないという現状の中で、もう三日前ですからちょうど72時間ございまして、早く発見してほしいなという思いがありますけれども、大変な災害が発生しました。

そして、これもテレビの映像だけですけれども、警察とか消防とか自衛隊とか、それと川から海に流れ込んだということで、海上保安部も懸命に捜索をしている現状の中で、本

当に尊い命が一瞬の災害によって失われるということが、今までもたくさんありましたけれども、今回の災害もその中の一つであろうと思います。それでまず熱海市での土石流の概要について、お尋ねをいたします。

杉本砂防防災課長

ただいま、喜多委員から、熱海市での土石流の概要についての御質問がございました。

今御説明いただいたことと重複するかと思いますが、まず7月3日午前10時30分頃でございます。熱海市伊豆山逢初川から伊豆山港へ向かい、延長2キロメートルにわたり土石流が発生したものでございます。最大幅約120メートル程度という情報がございます。流失した家屋については約130戸を巻き込んだ災害となっているという情報でございます。

報道によりますと、現地では7月2日から3日にかけて、発達した雨雲が流れ込みまして、7月の1か月の降水量を上回る記録的な大雨となったということでございます。

喜多委員

この災害については、熱海市から避難指示が発令されていなかったという報道があります。その前の2日には、気象台から大雨警報が出たり、午前10時には熱海市で警戒レベル3の高齢者避難が出されまして、その後、県と気象台が土砂災害警戒情報でいうところの最高の危険ということを出しましたけれども、その後、10時半に今説明がありましたように土石流が発生しました。

そして熱海市は、その後警戒情報も避難情報も出さないということでありましたけれども、このことについて御説明と申しますか、どのようになっているのか知っている範囲で結構でございますので、お尋ねをいたします。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、委員からもお話がありましてとおり、今回の土石流発生時、7月3日の午前10時半頃でございますが、熱海市ではレベル3の高齢者等避難が発令されておりましたが、レベル4の避難指示は発令されておりませんでした。前日、先ほどお話がありましてとおり、午後の0時半には県と気象台から土砂災害警戒情報が発表されており、土砂災害の発生する恐れがあるという情報は伝わっていたところでございます。

今回の熱海市におきましては、一応レベル3の高齢者等避難は発令されております。また、本年の5月には、災害対策基本法が改正されまして、避難指示と避難勧告が一本化されるということもありましたので、熱海市がそういったことについてしっかりと考えていたかについては、この時期でございますので検討したものと思われまます。しかし、避難指示の発令には至っておらず、結果として、甚大な土砂災害が発生したということでございます。

今後、熱海市や静岡県、さらには国等の関係機関による検証がございますので、それをしっかりと注視いたしまして、県としましてもその結果について、市町村にしっかりと共有して、的確な避難情報の発令につなげてまいりたいと考えております。

喜多委員

私的にはすごく残念な思いがいたします。それが熱海市のほうでどのように検討されたか分かりませんが、避難指示を出していたら良かったのではないかなということをつくづく思っております。尊い命が失われることがなかったのではなからうかと思っております。

それと、これも報道ですけれども、今度のハザードマップが、この土石流の発生場所が土砂災害警戒区域に指定されているということでありましたけれども、これは徳島県においてもハザードマップが市町村において作られ、それが周知されていると思っておりますけれども、まだまだ住民の認識としたら低いのではないかなということをおもっております。是非、この機会に徳島県においても、この土砂災害警戒区域を改めて周知する必要があるのではなからうかと考えております。お尋ねをいたしたいと思っております。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

委員お話しのとおり、住民の皆様には、日頃からハザードマップをしっかりと確認していただきまして、土砂災害警戒区域をはじめ、御自宅の災害リスクが高いかどうか、あらかじめ確認していただくということが大切だと思っております。また、その中で自分の命は自分で守る、自助として早期に避難していただく、避難行動に移すということが重要であると考えております。

なお、洪水などの場合、マンションなど御自宅が頑丈で上階がある場合などは、在宅避難ということも選択肢の一つとなってまいりますし、現行のコロナ禍でもございます。在宅避難や、避難するとなった場合も、親戚・友人宅やホテル・旅館等への事前の分散避難、こういったことも含めまして、今後とも市町村と、また県土整備部とも連携しまして、ハザードマップの周知啓発にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

喜多委員

是非、この災害を機会に、改めて周知を進めてほしいなと思っております。今、岡本委員さんの話がありましたように、県内でも2,200か所の危険箇所があるということでございますので、それも含めてハザードマップの提示ということが今とても必要ではないのかなと思っております。警報も、オオカミ少年ではないのですけれども、是非とも空振りを恐れず、今後とも皆様方の協議の下で、早い発令をしてほしいなということをお望みしておきたいと思っております。

それと、今も話がありました、砂防堰堤えんていが徳島県においても多く造られておりますけれども、その現場に時々行かせていただいて感じるのは、砂防堰堤えんていの浚渫しゆんせつというか、点検えんていというか、せつかく堰堤えんていがあるのに上まで土砂がたまっているということが、行った所がたまたまかも分かりませんがあると思っております。この点検しゆんせつをどのようにしているのか、そして、浚渫しゆんせつをどのような範囲でしているのかお尋ねをしたいと思っております。

杉本砂防防災課長

ただいま、砂防施設の点検についての御質問を頂きました。施設の維持点検につきましては、県単の砂防維持修繕事業の予算を頂きまして、老朽化若しくは今のような河道への堆積等によります機能の低下を修繕することを目的としております。支障となる堆積土砂

の除去や、また除草、伐木を行うものでありまして、これを行うことによって適切な機能を維持し、災害を未然防止するという事に資するものと考えております。

これまでも行ってきておりまして、令和3年度としましては、予算的には前年度比99パーセントとなります2億4,931万円を計上させていただいているところでございます。

今、おっしゃったような土砂の^{しゅんせつ}浚渫ももちろんでございますが、これに加えまして、急傾斜等の落石防護柵などの補修、又は砂防施設そのものの機能回復、長寿命化等々を含めまして、実施しているところでございます。着手箇所につきましても、地元の方、市町村の方からお話を頂きまして対応してまいりたいという形で捉えておりますので、またよろしくお願いたします。

喜多委員

是非とも、^{しゅんせつ}浚渫等、点検等を進めて、せつかくの施設が有効に機能するように頑張っていたきたいなと思っております。

次に、昨日も佐那河内村で重機が横転して、運転手の方が亡くなりました。交通事故というのは、一瞬のうちに発生して一瞬のうちに尊い命が亡くなるということで、非常に残念な思いでございますけれども、6月末の28日に千葉県八街市、歩いて下校中の小学校の児童の列にトラックが突っ込んで、5人が死傷するという痛ましい事故がありました。しかもこれが、運転手の呼気からは基準値を超えるアルコールが検出され、事故の現場は通学路だったこともあって、自治体が危険箇所と判断していなかったことに対する厳しい指摘もあります。

このように児童・生徒・幼児が犠牲になる事故が後を絶たないことを本当に残念な思いがいたしますけれども、2年前の令和元年5月8日に滋賀県の大津市で、散歩中の園児と保育士16人が死傷、そして、その中で園児2名が死亡したという痛ましい、本当に残念な事故もこの間のような気がいたしております。未来ある子供さんの尊い命が失われることはあってはならないということで、県警をはじめ、道路管理者等多くの方々協力して、通学路の安全対策を更に講じる必要があると思っている次第でございます。

そこで、この度の千葉県の事故を受けて、菅首相が関係閣僚会議を開き、通学路を総点検し、緊急対策を実行するよう指示するということが報道されました。恐らく近いうちに、県警、教育関係機関、道路管理者等に具体的な指示が下されると思っておりますが、通学路の安全対策として、2年前の大津市の事故の教訓が非常に参考になるのではなかろうかと思っております。そこで、令和元年の大津市の事故を受けて、県警は当時どのような道路の安全対策を講じたのか、その概要をお尋ねいたします。

田村警察本部警備課長

令和元年5月の滋賀県大津市の交差点において、園児ら16人が死傷した交通事故を受けまして、当時県警がどのような道路安全対策を講じたのかという御質問でございますが、県警においては、この交通事故を受け、自治体、保育施設、道路管理者と連携いたしまして、316か所の緊急安全点検を実施しております。

県警察は、このうち警察が対応すべき50か所を中心といたしまして、横断歩道の移設や交通規制表示の塗り直し、信号現示の変更などの交通安全対策を講じております。

今後も、道路管理者や自治体の関係機関と連携をいたしまして、危険箇所での街頭活動や保育施設での安全教育活動等を実施するなど、子供の安全確保に努めてまいります。

喜多委員

この点検、先ほどの砂防ダムではないですが、設置して後の点検等、非常に大事でございますので、点検してそれが有効に働くような活動も続けてほしいなと思っております。

そして、今回の6月28日の八街市の事故を受けて、いろいろしなければいけないことはたくさんあると思っておりますけれども、この事故の原因の一つとして、道路というより運転手のモラル、飲酒運転が挙げられると思っております。県警もこれまでずっと飲酒運転撲滅に向けては、様々な取組をしてきたことは認識しておりますけれども、今回の事故を踏まえて、飲酒運転撲滅に向けてどのような取組を行ってきたかお伺いをいたします。

田村警察本部警備課長

この度の事故を踏まえての県警での飲酒運転撲滅に向けての取組についての御質問でございますが、飲酒運転は死亡事故等の重大事故に直結する悪質危険な違反であることから、その抑止対策を推進して撲滅を図ることが重要ということは認識しております。

県警察においては、これまで年間を通じまして、飲酒運転の取締りを反復継続しております他、免許の更新時講習や安全運転管理者講習などあらゆる機会を通じて、交通安全教育、SNS等を活用した啓発活動、酒類販売店、提供者等に対する働き掛けなどの対策を講じているところでございます。

この度の千葉県における事故は、運送業務に従事しておりましたトラック運転手が飲酒していたことから、県警察においては、先般、徳島県下のトラック協会、バス協会及び安全運転管理者協会に対しまして、文書で運転前のアルコールチェックや体調管理、安全指導などの徹底を改めて依頼したところでございます。

今後も、これら対策を継続いたしまして、県内における飲酒運転、飲酒事故の撲滅を図ってまいりたいと考えております。

岡田委員長

喜多委員、この子供の交通安全の話は、安全対策という意味で聞かれていると思うのですが、防災対策という観点でのお話に寄せて質問していただければと思います。

(「はい、終わります」と言う者あり)

谷本危機管理環境部長

先ほど岡本委員、それとあと喜多委員から、静岡県で起こった土砂災害のことについて御要望をいろいろ頂いております。

今回、梅雨前線に伴う大雨に対応するため、全国知事会でも6月25日の金曜日、情報連絡室を設置しております。また、29日火曜日には、災害対策都道府県連絡本部を設置しまして、7月3日、静岡県と神奈川県で災害が起きたときには緊急広域災害対策本部を設置しております。翌日、大体概要が分かってきましたので、4日日曜日の14時30分に第1回本部会議を開きまして、全国と情報共有したところでございまして、その中で、やはり静

岡県知事、あと宮城県知事からも、今回の災害と開発行為、因果関係があるのではないかとというような御意見とかも頂きました。

今後、静岡県がメインになって、そのあたりの因果関係、それとか砂防の働きを検証していくと思うのですが、そのあたりを含めまして、今後、全国知事会としてもしっかりと対応していきたいと考えておりますので、またよろしく願いいたします。

大塚委員

新型コロナウイルス感染症の前に、やはり今回の土石流のことにに関して鋭意聞きたいことがあるので、それをまず聞いていきます。

昭和50年代半ばだったと思うのですが、2年続いて木屋平村の川井地区で土石流による人災事故が、それも複数例ありました。その時には、1回目の時に一人亡くなったのを救助に行って、複数の方が亡くなったという事例がありました。私、実は木屋平村の診療所のほうでずっと診療しているのですが、あそこは各集落に大体五、六軒ありまして、大体一人暮らしが多いのですが、認知症絡みであったり、それから一つの集落に行くのに、かなり遠い山道を行ったりする必要がありますよね。

それと夜間に避難というのは、まずほとんど無理だと思うので、そういうような中で徳島県内において2,000か所以上の警戒地区があるということで、やはり、昼間ある程度降っていて、夜間に時間雨量100ミリ以上が数時間降るとということが想定されたときに、是非そういった所の方々を、山崩れ、いわゆる土石流が起こらない所に集団的に早期に避難することが一番の近道だと思うのです。是非そういうことについて、何か県のほうで考えられていることがあったら教えていただければと思います。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、要配慮者等の方については、特に早い時期での避難をまずは優先すべきというお話を頂きました。

今回の气象台等から発表されます情報、また市町村から出す情報につきましても、まずレベル3の段階で高齢者等避難と、分かりやすく名前も変わっております。この段階では、一般的には警報が発令されたりということで、一般の方から見ると、災害がこれから起こるのかが分かりにくい、場合によってはまだ雨も降っていない地域もあったりするような状況ではございますが、これが発令される段階が高齢者等の避難のタイミングになると。高齢者等につきましては、御自身だけで、また家族だけでも逃げられないという方も中にはいらっしゃるかと思いますので、そのあたりにつきましても市町村も一緒になって、個人個人の避難計画等も今後具体的に検討しながら、避難をしっかり誘導していく体制を取っていくことが重要だと考えておりますので、引き続きそういった視点で取り組んでまいりたいと考えております。

大塚委員

やはり特に夜間ですね、山間部というのは、本当に高齢者でなくてもほとんどの道は避難することが非常に難しいのです。そういう中で特に雨が降っていて、本当に時間雨量が大変な状況で、さあ今から避難しろといっても、実際にはできないですね。避難すること

が非常に危険も伴うし、そうかといってそこにおいて、土石流の可能性が非常に高いというのも大変なので、できるだけ早期に、繰り返しにはなりませんけれども、市町村に対して、早期に集団的に、私たちは下しもと言うのですが、下に避難して、例えばどこかホテルを確保していただくとか、宿泊所を確保していただいて、避難についても行く所に関しては市町村のほうで用意していただくとか、そういうことが、今、喜多委員が言われたオオカミ少年ではないけど、それが何もなくても、そういうこと自体が災害で亡くなる方々を防ぐ一番やりやすい方法だと思うので、これは是非積極的に進めたいと、要望も含めてお願いしたいと思います。

それで、新型コロナウイルス感染症についてなのですけれども、特にワクチン接種について、月曜日だったかな。新聞で、徳島市が60歳から64歳のワクチン接種の延期というのを出されたので、それについての状況を御説明していただけますか。

美原ワクチン・入院調整課長

ただいま、徳島市における60歳から64歳のワクチン接種の延期についての御質問でございます。

こちらにつきまして徳島市に確認をさせていただいたところ、徳島市におかれましては、当初65歳以上の方の接種に必要な量を大きく上回るワクチンが供給されることを前提に、60歳から64歳の方の個別接種を7月中旬から開始する予定としていたというところがございます。しかしながら、現在国からのワクチンの供給に限りがある状況であり、個別接種に必要なワクチンの確保が難しくなったために、6月25日に発表していた60歳から64歳までの方の個別接種のスケジュール、7月12日から接種開始、6月6日から予約開始ということにつきまして、延期をすることになったと聞いております。

今後、国から更にワクチンが供給されれば、新たな日程を公表すると聞いております。

大塚委員

65歳以上については徳島市内でもワクチン接種は大体進んでいるのでしょうか。

美原ワクチン・入院調整課長

徳島市における65歳以上のワクチン接種につきましては、本県が主導して設置しておりますアスティとくしまにおける高齢者向け接種会場でありますとか、それから個別接種につきまして順調に進んでいると聞いております。

大塚委員

やはりこのワクチン、今ファイザーを使っているのですけれども、例えば、いわゆるモデルナを使って職域接種とか大学での接種というのが、今、徳島県内でも行われておりますけれども、これはモデルナですので、そのせいでファイザーがどうのこうのとか、それはないのですね。

美原ワクチン・入院調整課長

ただいま、ワクチンの種類についての御質問でございます。

現在、各市町村に配分されておりますのは、ファイザーワクチンでございまして、武田／モデルナワクチンを使用しておりますのは、職域接種の各施設、それからアスティとくしまにおける大規模集団接種、保育士等に向けての接種に限られておりますので、この二つが混合することはございません。

大塚委員

それでファイザーワクチンの国からの供給について、今どのような状況か少し教えていただけますか。

美原ワクチン・入院調整課長

ただいま、ファイザーワクチンの国からの供給についての御質問でございます。

国によれば、9月末までにはファイザーワクチンについては1億7,000万回分確保されると聞いております。このファイザーワクチンの供給についてですが、4月から6月の間につきましては1億回分、7月から9月分は7,000万回分と少なくなっている状況でございますので、これに合わせまして各自治体への1回分の配分量も6月までに比べて少なくなっている状況でございます。

大塚委員

やはりこのワクチン接種自体が、先ほどの説明の中に第5波という話も出たのですが、今度の東京2020オリンピック・パラリンピックも含めてそういうふうな人の移動とか、集まることがあって、やはり感染者数は増える可能性があるし、これが第5波に移行するかどうかはまだ分からないのですけれども。ただ、イギリスの例などを見ますと、イギリスはワクチン接種を受けた比率が非常に高いのです。イギリスにおいては、感染者数は非常に多いのです。非常に多いにもかかわらず、重症者、死者数、亡くなる数が非常に少なくて、10人前後です。

本当に、ワクチンを接種することによって、重症化率とか死亡者数というのは劇的に効果があって少なくなる。そういうことで、ワクチン接種は多くの人にできるだけやっていただきたいというのが、これからの新型コロナウイルス感染症に対しての大きな戦略だと思います。

そういう中で、県内のワクチン接種状況をもう1回、どれぐらいの数の方が受けられているか分かるでしょうか。

美原ワクチン・入院調整課長

ただいま、県内のワクチン接種者数につきましての御質問でございます。

現在、首相官邸におきまして、ワクチン接種者数につきまして公表されておきまして、現時点での公表されております数値につきましては、一般と高齢者、それから医療従事者数を含めまして、2回接種を終わっている方が、大体15万人程度と聞いております。

大塚委員

これ、割合でいったら大体2割ぐらいと考えているのでしょうか。

美原ワクチン・入院調整課長

県内の全年代人口を大体75万人ぐらいと考えますと、大体20パーセント程度となります。

大塚委員

他の世界各国の状況を見ますと、やはり総人口の2割から3割ぐらいを、その接種率が超え始めたときに、いわゆる重症化率、死亡者数が激減してくるのですね。そういう中で、更にこの新型コロナウイルス感染症が収束に向かっていくには、できるだけ多くの希望者の方に受けていただく必要があると思うのです。

そういうことで、国からの供給量に関しては、国もできるだけ頑張っていると思うのですけれども、是非、徳島県として要望も含めてできるだけワクチンの供給を受けられるようにしていただきたいと思えます。

このことでは、徳島市がそういう状況なのですから、他の市町村の接種スケジュールに対しての変更とか、そういうのはないのでしょうか。

美原ワクチン・入院調整課長

ただいま、徳島市以外のワクチン接種の状況につきまして、御質問があったところでございます。

今回のワクチン供給に関する徳島市の発表を受けまして、他の市町村におきまして現在の供給量から公表済みのスケジュールを変更した事例がないかを確認させていただいたところ、変更なしと回答いただいたのが16団体。一方、海陽町におきましては、12歳から19歳の接種に関する公表済みの接種のスケジュールを変更したということを知っております。その他の6団体につきましては、今後の供給量を踏まえて検討中ということを知っております。

県内の各市町村における今後の接種のスケジュールにつきましては、供給量と在庫量を精査しながら検討していただく必要があると考えております。

大塚委員

基本的に言えば、徳島市は確かに60歳から65歳の人口が多いということが一つあると思うのです。一応、今の御報告をお聞きしますと、徳島市までは変更が考えにくいということであったと思えます。

そういう中で今、市町村において接種が進んでいるわけです。私自身も接種をしているのですが、阿波市とか近隣の市町村の開業医の先生方の状況というのが、逐一私の耳に入ってくるのですけれども、今うちの長男の所は、月曜日から土曜日には診療中に接種をやって、日曜日はまた別に接種をする。日曜日を使って、大体90名ぐらいしているらしいのですけれども、だから非常に休みがない。そういう中で頑張っておられる開業医の先生方も多いと思うのですけれども、今回4億円ですかね、そういうことで補助というか、してくれる。非常に励みにはなると思えます。従業員の方も日曜も含めて出勤していますので。

そういう中で、いろいろ工夫しながら、とにかく接種される人たちを増やさなければいけない。ただですね、マスコミ等の中には、それから予防接種をしたらこういった後遺症

が出るとか、接種することによって死者が出たとか、そういうふうなことがあります。それに対して、私自身は接種することの有益性のほうが後遺症よりもはるかにいいと思うのですけれども、そういうことに対して、県としては何かPRといますか、接種を促すようなPRとかそういうのはされているのでしょうか。

美原ワクチン・入院調整課長

県におけるワクチン接種のPRについての御質問でございます。

ワクチンにつきましては、まずは接種をされる方が自己の判断で接種されるかどうか、ということが第一となっております。そのために、例えば副反応でありますとかリスク、あるいはワクチンを受けることによって発症や重症化が抑えられる効果といったメリット、そのようなことを判断していただいて、県民の方々が接種に向かわれるよう、県としては新聞広告でありますとか、動画、ホームページ等によりまして、引き続き、積極的に情報提供なりをしてまいりたいと考えております。

大塚委員

特に副反応で受けたくないという方、必要ないという方、医療従事者の方にもいらっしゃるのですね。一番の理由は何ですかとお聞きすると、実は結構強いアレルギーがあると。特に食べ物などですね、そばが駄目だとか甲殻類が駄目だとか、そういうことでかなり、ショックまで起こしたということがありまして。それについて、うちの施設の従業員の方で、自分は実は受けたいのだけれど、そばでショックを起こしたと。一応、ファイザーについて調べたのですけれども、食物アレルギーとか、それから蜂アレルギーについては、それによってはっきりとしたアナフィラキシーショックはないという記述もありまして、そういう準備をしながらそばアレルギーのショックを起こした方に接種したのですが、全く副反応は起こらなかった。

やはりそういう中で希望される方については、医療機関ではできるだけきちんとした準備をして接種することができますし、アナフィラキシーショックについては非常にきつい反応なのですけれども、基本的には防ぐ方法が確立されていますので、そういうリスクも考えながらできる限り受けていただくというのが是非必要だと私も思っています。

最後になりますけれども、先般、世界において接種が進んでいる国というのは、国自体がマスクをしないということにかなりなってきたのですね。日本というのは元々マスクをする習慣がある国民なので、結構されているし、することに余り抵抗感がないというのもあるのだらうと思うのですけれども。例えば、先般ある食料品店に行って、私マスクをたまたま忘れて行って、どうしようかなと思って外に出て、店の人にどうにかして売っていませんかということで探し回って、その近くにいた女性が持ってきて、これ使ってとってくれて、日本の人たちはすごいなと思ったのです。

ただ、それはすごくいいことなのですけれども、例えば、接種済みの方ばかりがいらっしゃるときに、室内で外していいものかどうかということ聞かれることもあるのですよ、実は。医師としては、2回接種してそういう人ばかりがそこにいる場合は、基本的には必要ないのではないかなと思って言うのですけれども、それについてのお考えということで、鎌村統括監、少し教えていただけたらと思います。

鎌村感染症・疾病予防統括監

ただいま、大塚委員より、ワクチン接種後の感染対策についてはどうかということで、一例としてマスクを挙げていただいたものと思っております。

大塚委員も日曜診療等において、患者さんへの御指導であったり、ワクチン接種についてお世話になっております。ありがとうございます。

ワクチンにつきましては、大塚委員もおっしゃっておりますように、ただいま国内においては、ファイザーとモデルナという2種類が使われているところですが、これまでの知見等によりますと、感染予防というよりも発症のほう、症状が出てくるのを抑えるといった効果が94から95パーセントということで現在使われているところです。感染予防、感染しないかどうかということについては、今正に動向が見られているところと思っております。

よく言われる集団免疫等については、60パーセント、70パーセントの人が、と言われるところではありますが、先ほどおっしゃったようにイギリス等においては、変異株等における感染拡大がある中で、接種をされていない方のほうが多く発症されている。ただ、全体として見てみると、今のところ若年者の方が多くて重症化が抑えられているというようなデータがあると。

やはり、これが国内になってきますとどうか分からないのですが、現時点におきましては国のほうのアドバイザリーボードでありますとか、そういった中で尾身会長とかもおっしゃっておられますように、現時点ではマスクも含めて感染対策については引き続き、どんどん接種が進んでいく中においてもしっかりと、3密対策、一つの密も含めてですけれども、手洗い、マスク、手指消毒といったものも含めて、しっかりやっていただく中で進めていただきたいと考えているところでもあります。

今後、どういった知見が出てくるかということもありますので、特に我が国においては国立感染症研究所等の知見とかそういったものも注視しながら進めてまいりたいと考えております。

大塚委員

最後に少し要望を含めて、これは経済委員会のことかもしれないのですが、数日前に委員会の後に、ちょうど昼前に終わったものですから、こっちに来た時に昼食をしようと思って、中央道路をずっと車で帰って行ったのですよね。そうしたら、本当にびっくりしたのだけれど、飲食店が開いていた所の駐車場に草が生えているのですよね、閉店している。それが1か所かと思ったら、閉店されている飲食店が結構あるのですよね。これはすごいなと思って、実はそれで食べる所を探すのに困ったのです。それぐらいびっくりしたのです。

これは本当に想像以上だなと思ったのですが、経済的なことだからここではあれなのですが、やはりワクチン接種も含めてウイルスに対して抑え込みというのはできるだけ早期に、飲食業とかそれに関する所を飛び越えて、支援というかそういうことをしていないと徳島の経済はどうなるのかと思うぐらいのことを感じました。

これは一つの要望なのですが、是非そういう視点の上で考えてやっていただきたい

と思います。

西沢委員

今、新型コロナウイルス感染症が大問題になっていますけれども、考え方そのもの、いろいろなことをするに当たっての一番最初の基本の考え方というのは、まずは今回の新型コロナウイルス感染症は急激に変化をしていっていますよね。だからいつどんなものが、いつどんな危険なウイルスが発生してくるか分からない。だからこそ、新たなきついウイルスが出るまでに、全世界の人々が早期にこれを抑え込んでしまわなくては。そういうことを考えて、いろいろな対策をやっていくというのが一番基本のことなのではないかなと。

だから今、どこかの国でワクチンを打ったからマスクは要らないとかいう問題ではなくて、今はワクチンが有効だけれどもそれが効かない新型の、新しいきついウイルスが出てくるかもしれない。だからこそ今マスクをちゃんとして最前線でやっている方々はそのつもりで、新たなものがその場で発生するかもしれないというぐらいの気持ちで、完全な対策の中でやるというのが正しいやり方だと私は思うのです。これに対してみんなが、全世界の人が前向きに抑え込む努力をするということが私は一番大切だと思うのですね。だからマスクを外すうんぬんというよりも、ワクチンを打ってもやはりきちんとマスクをして対策を練っていくということが私は大事だと思います。

私、少し気になるのが、確かにワクチンが届くのが遅くなっているという中で、大分前から言っているのだけれど、大学なんかは全世界から、又は全国から学生が集まってくるよね。その人たちが家に帰って接種するというのは、なかなか無理な話ですよ。できるだけそういういろいろな場所から来ているところは、そこで接種をやるというのが基本だと私は思うのですよ。でも、残念ながら大学によっては余り積極的でなかったりというところも見受けられますよね。それと企業でやるというのもありますけれど、企業というのは大体が地域に住んでいる人なので、別のワクチン接種がありますよね。

でも、大学に行っている人はそういう住所も変えていない地域、その大学がある場所に住所を変えていない学生がそこそこ多いので、そんな人たちは一旦家に帰ってという、大阪に帰ってとか徳島に帰ってとか、そんなことはしにくいはずなので、企業内の接種よりも率先して大学等の接種をやらしてもらってもいいのではないかな、そんな気がするのです。徳島県内の大学は順調にいらいますか。

美原ワクチン・入院調整課長

ただいま、県内の大学における職域接種の状況につきまして、西沢委員から御質問を頂いております。

職域接種につきましては、県内大学におきましてそれぞれ届出が行われておきまして、例えば大学拠点接種という工夫などが行われているのですが、例えば徳島大学が鳴門教育大学などの接種に協力しているような、大学拠点接種という取組を行っていることもございます。

県内各大学共に職域接種等に取り組まれているところをごさいますして、承認・未承認の関係もごさいますけれども、現時点におきましては各大学共に実施に前向きに取り組んでおられるというところをごさいます。

西沢委員

今、各市町村によっては遅れを、しばらくできないと、ワクチンが来ないというところがありますけれども、大学のほうは順調にいつているわけですね。そういうことですね、分かりました。それで一つは安心しました。全国の大学の事情を見たら、そこでやると、大学でやるというのが基本な気がしますね。それは置いておきます。

岡田委員長

午食にいたします。

再開は午後1時からにいたします。休憩いたします。(11時57分)

岡田委員長

休憩前に引き続き、質疑を始めます。(13時04分)

西沢委員

先ほどのね、急傾斜地にばさっときた、大変な状態になっていますよね。

昔、20年ぐらい前ですかね、一度大問題になったことがありますよね。傾斜地に盛って住宅地を造って、この住宅地そのものがばあっと崩れるというのを20年ぐらい前に視察に行ったことがあります。要するに、そういう傾斜地に盛土をしてそれを利用するということが駄目だと。傾斜の角度にもよるのだろうけれど、でも視察に行ったのはかなり傾斜が緩い所だった。かなり緩い所だったのに崩れてきているから土によるのだろうね。でも、その時からそういう所には造ってはいけませんよ、盛土してやってはいけませんよということは大問題な気がするのですね。

今回、あれを見ていたらそういう山の傾斜地に向いて廃材とか土砂を盛って、それが一気に崩れたということだろうね。ましてや、そういう所に建ててはいけないというのが、あの時言われていたはずなのですから、どうなのですか。そういう所に盛ってもよかったのかな。確かそうだったはずですよ、15年か20年ぐらい前に大問題になったから。知らないですか。私だけが知っているのかな。

では、続けていきます。そうだったはずですよ。そういう傾斜地の所に盛って、その上を利用すると。傾斜地に盛ること自体が崩れてくるから駄目です、というようなことがかなり激論されていたはずですよ。だから、そういう状態ですということ自体が本当に人災ではないかと私は思いますよ。あれ以降でも、そういうふうな所に盛った所はいっぱいあるような気がします。

それを誰が、県はそういう所に対して、これではいけませんと言うのは県の役割かな。県もそういうことに関して、そういう事業に対しては待ったをかけてしかるべきかなと。そう思うのですけれども、どうも全国的にそういうことが分かっていなかったかなと思います。今回のことでそう思いました。

新聞報道によりますと、これは深層崩壊ではないかという記事もありますけどね。でも急傾斜地に盛って、これが崩れてきたと、理由も発端もあるでしょうけど、元々そういう所は駄目だと、確かにそう思いますね。

杉本砂防防災課長

開発行為への一定の規制といたしますか、県の役割についてでございますが、県におきましては、土地利用指導要綱に基づきまして、1ヘクタール以上、市街化区域では0.5ヘクタール以上となるのですけれども、これ以上の土地の開発行為を行う場合につきましては、開発をしようとする者から事前に協議を行うよう指導しているところでございます。

こうした大規模開発に限定した中ではありますけれども、昨年には9件ほど協議するものが挙がってきているところでございます。

西沢委員

県も協議して、これがおかしかったら、おかしいと言わなかったらいけないね。ですから、私が言いたいのはそういう昔大問題になったことに対して、徳島県だけではなく全国的に、少し鈍感になってきたのかな。捨てる場所なかなかないからね。それは公共工事をやるにしても、山をばさっと切ったときどこに捨てるのか。捨てる場所がなくていろいろな所が問題になってきている、そういうところがありますよね。だから無理して捨てているところがあるのではないかとっている。

でも、その無理して捨てるということ自体が、私から言わせてみたら、そういう土砂を利用して高台を造って、そこに住宅を造って津波避難の住宅にすると。そのためには急傾斜といえども、これが崩れてこないような対策をしてやるという方法もありますよね。そういう斜面にかなり杭を打ち込んで崩れてこないようにするとかいろいろ対策があると思うのですけれども、逆にそういう捨てる場所がないのだったら、捨てる物をもっと利用して高台を造っていくと。逆にそういうふうにやってほしいなと思います。そうしたら移転なども、市町村が捨て場所の土地を買ってそこできちんとやるのだったら、捨て場所と考えれば上の土地は安く有効利用できる。沿岸部のそういった土地を安く有効に使えるということにもつながると思います。できれば、そういうことで有効利用の中でやってほしいなと。これは答弁は要りません、そういうふうにやってほしいという願望でございます。

それと、先ほどの続きなのですけれども、平石山鉦山。私も県議会議員になってずっと勝浦町のほうから回って県庁に来ているのですけれども、あの平石山を掘っているのを見ていたら、これは法的に正しいのかなあと。非常におかしいなという思いがしています。それだから言うのだけれど、いつも通る度に、何か傾斜の在り方、高さの在り方、採り方が荒い、荒っぽい感じを受けるのだけれど、今回そこへ向いて土を盛る、土砂を盛るという話をさっきしていましたよね。元々がおかしいような山の、まあ言えば安全に、崩れてこないようにするのが盛り方のルールだと思うのです。30年間そう思いながら来ました。そこに盛土を盛ると言っていたから、えっ、元々きちんとできていないような気がする所に向いて盛るの、と思ったわけ。これどうなるのですか、私の考え方が間違っているのだろうか。

永戸危機管政策課長

ただいま、西沢委員から、平石山鉦山の形状等について御質問いただきました。

平石山鉦山につきましては、鉦業法に基づく鉦山として、経済産業省の所管となっております。

りまして、基本的にそちらの管理になっています。

ただ、平成24年に、この鉱山採掘後の残壁の一部が崩壊したことから、国がこの鉱山を所有しております前田鉱業に対して崩落防止対策の工事を指導しました。この指導を受けた事業者につきましては、この残壁を保全するため、押え盛土によってその崩落を抑える工事を行う施業案を作成し、経済産業省がこれを認可しております。

この認可に伴いまして、徳島県は生活環境保全条例といたしまして、3,000平方メートル以上の土砂の埋立てについてはこの条例に基づく許可が要りますので、その許可を平成27年10月に出しているところでございます。

西沢委員

私が聞いているのは、元々採石法にのっとりきちんとできていますかということなので、それがきちんとできていないからこそ崩れたりしたのでははないかと言っているの。

これが県の関係ではない、認可は国だと言ったところで、そこが崩れて前の川が埋まったら大変なことになりますよね。それこそ国の責任というだけで済みますか。やはり、県もこういうことは駄目だという意見を国に申し述べるとか、やり方があると思いますよ。

だから、一番最初に採石法にのっとり掘り方をしているかなと聞いて、私ずっとおかしいなと思いながら見ていましたけれどね。あんなのでいいのかなと、荒っぽいなあと思っていました。

問題はそこからなのです。掘るのは何立方メートル以内だとか、それは関係ない。危ない所に盛るからおかしいと言っている。前の川にたくさんどしゃつと来たら、それこそ熱海のように大量に来たら大変なことになります。だから、元々はきちんと取れているのですか、取れていなかったら、本当はおかしいことを見つけた時からそんな掘り方では駄目だと、国が言わなくても県も指導しないとイケないと思うのですよ。

おかしいのかなというところから始まるから、どうなのですかという、そこからの疑問しか私は分からないのですよ。私の感覚で、ちょっとどうなのかなと思う程度であって、正確には分からないと思うのですよ。議論はそこからかなと。どうなのですか。

永戸危機管政策課長

この条例を所管しておりますのは環境管理課でございますが、鉱業法上、全く瑕疵なく適正にできているのかということについては、県では存じかねます。

この場所については岡本委員からも御指摘がありましたように、防災上非常に重要な場所でありますので、防災上の責任を持っているのは当然のことながら経済産業省ではございますが、県としましても国としっかりと連携して、安全についてはしっかりと監視していきたいと考えております。

西沢委員

そういう危険性がある所に向いてするというのは、全く駄目なのは当たり前ですね。

だから、そういうところをきちんと見極めて、これは国の管轄だから県は何も言いません、という中で事故が起こったら絶対駄目ですよ。大きくなると知事までいってしまいますよ。だから危ないかどうか当たってみるというのはそういうことなのです。

やはり、がさっと崩れてきた所に対して盛土をして止めるというのは、それこそ斜めの所に盛土をするのと一緒ですから。何か非常に無理があるような気がしますね。だから、そういうことからきちんとやってほしいというのが私からの考えであります。

それから、先ほど耐震ベッドとか耐震シェルターとか、これに載っていますけれども、今、徳島県内で耐震ベッド、耐震シェルターは何台ぐらいあるのですか。

早澤建築指導室長

まず、耐震シェルターの設置ですけれども、平成23年度から令和2年末までで耐震シェルターが116個、耐震ベッドが56個となっております。

西沢委員

目標は幾つぐらいですか。

早澤建築指導室長

目標については、今年度予算におきましては、耐震シェルターにつきましては50個を予算計上しております。耐震ベッドにつきましては、その予算の中で対応しているということでございます。

西沢委員

確かにね、家全体を耐震化しなさいというのは非常に無理があったりするのですね。だからこそ、私も20何年前なのかなあ、静岡県で耐震ベッドが始まりましたね、その時で金額が25万円だったかなあ。それを県に勧めたら、県は、いや地盤からやると言ってね。畳をめくって地盤からしっかりやるようなことを言っていたので、これはなかなか進まないなあと思ったのですよ。県のやり方はどちらかというところ、そういうふうに地盤から、下からやっていく、基礎からやっていくと。

でも、耐震ベッドも含めていいように考えてやったら、耐震ベッドをやるとそれだけでかなり助かるだろうと思うのね、天井が潰れてもいけるというような覆いがあるわけですからね。

耐震シェルターは本当に強固で、部屋の中に部屋を造るように、かなり頑丈に造ったみたいだけどね。だからやっぱり選択の幅を広げるように、あとは家の人を選べるような格好にするのがよいのではないかなと思っております。そのとおりになってくれていると思いますけれども、よろしく頼みます。

それで、今度、県の耐震改修計画が改訂されました。それを朝からずっと目を通していました。で、何かおかしいなあという気がしたのですよ。私たち、海部郡の沿岸部は津波もあるのですね。地震だけではない、要するに耐震だけではない。耐震だけで家の潰れから助かっても、あと津波が来るのですよ。それで、耐震というのは、自分の家の耐震ですよ。逃げるには他人の家の耐震も一緒なのです。周りの耐震、逃げ道が塞がれたら終わりです。

一番の問題なのは、牟岐町にも美波町にも海陽町にもありますが、漁村地域で、「あわえ」という前の道幅が2メートルあるかないかで、古い家が混んでいる所が多くあります。

要するに耐震性がない家がかなりあって、前が見える道が狭くて、家1軒が道を塞いだら逃げるのに困ると。そういう所がたくさんあるのですよね。

だから、耐震というのは、自分の所だけ家の耐震をやっても、逃げられなかったらどうしようもないのですよ、津波の来るところは。そういう目で見ていると、この計画そのものがおかしいな、足りないなど。単なる家の耐震化だけでなく、中の家具が転倒したりしないようにとか、いろいろやっていますけれども、これはその人の家だけ、家の中だけの話ですね。でも、さっき言ったように他人の家が関わってくるわけですよ、津波に対してはね。そこらあたりを今まで余りやっているのを見掛けたことがない。全国的にも余り情報として入ってきていません。

それで思うのですけれども、最近では少子高齢化する中で、空き家がいっぱいできているのですよね、古い屋敷がね。漁村地区の中でもそういうことになっていて、牟岐町の場合は、私が住んでいた役場の近くなどは、昭和3年頃の大きな庄屋さんが、出て行くときは全部壊して行ってよというのだから、空き家ではなくて空き地なのです。もう空き地だけで、そうすると逃げやすいのですよ。だから、そういう^{とも}^{ともうら}軒とか^{とも}浦とか牟岐の東地区、又は美波町の旧日和佐町、役場のほうね。その辺りはものすごく混んでいますから、そういう所で空き家になってそれを壊したい、壊してもいいという所がいっぱいできたら、それらをうまく利用して避難の道路を造ってみたり、空き地にしてタワーを造るとか、もう逃げられなくなるような所はね。そういうことで密集地対策、きちんと計画を立ててやってほしいなあと。逃げられる方法をきちんと考えてね。そうでないと、1軒1軒自分たちだけでしろと言っても無理なのです。いかがでしょうか。

鈴江事前復興室長

今、委員からお話がありました空き家対策において、避難路確保とか人命を助けるという方法についての御質問かと思えます。

地震・津波発生時に避難路の確保というのは非常に重要なことで、せっかく家が耐震化されていても、次のステップとして高台とかに避難する場合には、必ず避難路を通って行かなければいけないので、そこを通れるようにするというのは、非常に重要なことと認識しております。

具体的には、空き家の除去については、市町村等の補助事業等がありますけれども、なかなか進んでいない状況というのも認識しております。それで、あわえ地区のような密集地における避難路の確保ということで、地区で計画を立てたらどうかというようなお話も頂きました。

一つの方法としては、地区防災計画等を策定するというのもございますし、また地元に着した市町村とも連携して進めていかなければいけないと考えております。県としましても、今回、事前復興という立場で室もできましたので、そういう立場も踏まえて、市町村と協力をしながら、解決に向けて考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

西沢委員

本当にね、これぞという計画を1回立ててやってください。これは、市町村だけでは無

理なので、面積的に大きい事業になると思いますので、県も絡んでしっかり前向きに取り組んで、もう目の前に来ていると言いながら今になっていきますので、できるだけ早く取り組んでください。できるだけ個人の負担ではなく、自分のところだけではないのよね、地域がうまくいかなかったら駄目なので、やはりそういったものを個人に求めるというのは厳しいと思うのよね。個人負担にしていたら、なかなか進むものも進みませんから。そういうことで一つ前向きに、全力でやってください。特に海部地区からやってください。

それから、ワクチンで錠剤ができないのかなと。私、何か月前かな、4か月ぐらい前にそんな話をしたことがあるのだけれど、やっと前向きになったね、ワクチンの錠剤。

蛭原保健福祉政策課長

ただいま、西沢委員から、ワクチンの錠剤というお話がありましたが、本日の新聞に出ていた経口薬についてでよろしいでしょうか。

それにつきましては、今のところはアメリカ製とスイス製の二つが治験を開始したという状況になっております。中身を確認しますと、最終治験、この治験というのは臨床試験の話です。その臨床試験の最終ということは、臨床試験自体が1段階・2段階・3段階あります。その3段階目の臨床試験を開始したという形になります。

その後、安全性などが確認された場合に承認申請した上で国が承認を行うと。その承認されたものについては、処方箋を使って、家庭で飲むことができる、それを目指しているというような記事であったということでございます。

西沢委員

どのぐらいでできますか。

蛭原保健福祉政策課長

記事情報で申し訳ないのですが、今のところその治験、要するに臨床試験を9月から10月ぐらいをめどに行うという形になっています。その後、承認申請、それから承認という形になります。

通常、新型コロナウイルス感染症ではなく普通の薬の承認でしたら、承認申請から承認まで1年から2年ぐらいかかるのですが、アビガンの例でもありましたように、特例承認の場合には数日間で承認に至ったというような状況がありますので、ある程度国としても、期間とかは考えながら承認をしていくだろうとは思っております。

西沢委員

もう第5波が来そうなのでね、飲んで悪くない物だったとしたら、どんどん試してほしいなと。悪い物だったら、毒性の物だったらいけないけれど、それはないと思うので、そのぐらいは最初に調べていると思うので、できるだけ早く承認してもらいたいなあと。

そうすると、そんなに冷やさなくてもいいし、ちょっと悪いなと思ったらぱっと飲んだらいいという形になりますので、世界的に抑え込むということが一気にできるのではないかなと思うので、県もしっかりと情報を入れて、早めに手を打ってもらいたいなと思います。

達田委員

私も、土石流の問題で午前中から議論がございましたので、関連して質問をさせていただきたいのですが、この熱海の現状ね、本当に大変な状況だと思います。少し教えていただきたいのですが、土砂災害の警戒区域、それから土砂災害の特別警戒区域というのがありますけれども、先ほどこれがたくさんあるということで数も教えていただきましたが、それぞれどちらにしても、家を建てたりすることはできるということなのですから、規制の違いというのはどこにあるのでしょうか。

杉本砂防防災課長

土砂災害警戒区域におけます警戒区域、いわゆるイエローゾーンと、特別警戒区域のレッドゾーンの2種類がございます。

イエローゾーン、警戒区域とは、住民の生命、身体に被害が生じるおそれがある区域を示したものでございまして、指定された場合につきましては、市町村で警戒避難体制の整備を行うこと、また、この中で避難場所、避難計画に関する事項、避難訓練に関する事項等を定める必要がございます。これに加えて、ハザードマップを作成しまして、周知を図っていくものとなっております。

一方、レッドゾーン、特別警戒区域につきましては、警戒区域の中、イエローゾーンの中の一部ですけれども、建物、建築物に損害が生じる程の土砂等の衝撃がある所があります。住民の生命に著しい被害が生じるおそれがある区域が指定されまして、その中におきましては、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造の規制を行うべき区域となります。指定された場合におきましては、宅地の分譲、また要配慮者施設等のための開発行為をするためには知事の許可が必要となってまいります。

達田委員

この土砂災害警戒区域等の指定状況という表を見せていただいたのですが、土石流で言いますと2,262か所、そのうち特別が1,935か所ということなのですが、これらのうちで解除された箇所が令和元年から令和3年にかけて5か所になっていますよね。この分でいきますと一体これいつまで掛かるのだろうか。例えばハード対策だけでこれを済ませてしまおうと思えば、もう本当に途方もない年数が掛かってしまうのではないかと思うのですが、ちなみにハードだけでやるとしたら何年掛かるのでしょうか。

杉本砂防防災課長

5か所におきまして一部解除等がされておりますが、これもレッドゾーンの一部解除ということで、イエローにつきましては全面解除されるものではございません。一部衝撃が著しい所について、公共施設のダム又は擁壁等でそれを抑えることができたときには、その赤の部分の面積を少し小さくするといった形での対応をしたものでございます。

御質問がありましたように、ハード整備のみでこれら全てを解除していくということを目的としているものではございませんので、まずは皆様に当該地域が危険だということを知っていただくこと、これを踏まえて皆様に避難する体制づくり、意識付けをしていただ

くことが目的となっているものでございます。

達田委員

2,262か所とか1,935か所とか次々出ていますけれども、これはとてもではないけどハードだけでは大変だと、できないというのは私も理解できます。

それで、いち早く命を守るための行動が取れるかどうかというのが第一だと思うのですが、ここで熱海の例などを見ますと、いつ逃げてくださいよというタイミングですね、本当に難しいなと思うのです。住民一人一人の皆さんがこういう危険地域に住んでいるのですよという自覚がないと、なかなか避難に結び付かないのではないかなと思うのです。先ほど午前中の質問でも出されたのですけれども、それぞれの地域の皆さんにここは危険地域なのですよということを知ってもらうため、どのような方法に力を入れているでしょうか。

杉本砂防防災課長

ただいま、指定区域の情報を知っていただくための工夫という点で御質問を頂きました。

まずこの指定を行うに当たりまして、市町村、地元への説明会等、また市町村に事前照会をしながら指定に至った経緯がございます。

指定された後ですけれども、県のホームページで紹介させていただいているところでございます。県ホームページの水防・砂防情報というところで、土砂災害情報、これに加えて河川の防災、水防、砂防の情報というものをセットで見せていくページを作成しております。これは令和元年5月から運用しているところでございます。

この中で、おっしゃったように、まずは皆さんに知っていただくためにこれを明らかにしなければいけないということで、その場所に潜んでいる災害を皆さんに見える化するために、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域、これに加えてその中にあります避難場所、要配慮者利用施設等も合わせた形でのマップを公開させていただいております。このマップの中で、クリックしていただきますと、個別の土砂災害警戒区域の公示図書というものがございまして、少し大きめの図面が出てまいりまして、その中に自分の宅地、建物が含まれているのかどうかを見ることができるようになっております。

まずはこれを見て知っていただく。それに加えまして、今度はその場所に今回のような雨がやってくる、今どれぐらいの雨が降っているのか、累積はどのぐらいになっているのか、今後何時間降りそうなのかといったことについて、もちろんこれまでも気象庁も含めていろいろなホームページがございしますが、それらを集約するような形で、迫ってくる災害のリスクを同じ画面の中で見せるような工夫をしています。自分のいる位置がどのような危険な所で、今どのぐらい雨が降っていて、あと何時間ぐらい降りそうだと。こういったことをいち早く簡潔に見ていただいて、もちろんこれに併せて県や消防からもいろいろな危険情報を発信してまいりますけれども、それらを総合的に判断していただいて、まずは皆さんで逃げるというを判断していただいて、早め早めの避難につなげていただければなと思うところでございます。

達田委員

毎日ホームページを開けて見るということを皆さんがしてくれたらいいのですが、なかなかそういうわけにもいかないのですが、例えば土石流でこの辺は危ない所ですよとか、地すべりで危ない所ですよという立て札がありますよね。近所の皆さんのすぐ近くにも立て札があるのですよね、私も気が付かなかったのですがきちんと立ててあるのですね。これぐらいのもあるし、大きい物を立ててある所もあるし、工事などをした後は割と大きい物を立ててある所もあるのですけれども、残念ながら汚れてしまって文字が見えないとか、あるいは草がたくさん生えて、草をかき分けなかったら見えないとか、そういう所があるのですよね。ですから、すごく大事な表示だと思いますので、通る人がいつも目に見えるような状態にしないと立てた意味がないと思うのですよ。

ですから今一度点検していただいて、例えばコケが生えて見えなくなっている物もありますので、きちんと掃除するとかして、もう1回その表示を近所の方が分かるように点検していただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

杉本砂防防災課長

現場での危険箇所の表示についての御意見を頂きました。

確かに看板そのものについては古くなってしまった物も多々あるかと思えます。維持管理等していく中で必要なものについては、これまでも取り替え、また周りに見えやすいようにということでの工夫をしているところがございますが、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

住民の方に知っていただく第一歩として、そういう所から始めていただけたらと思うのです。下に徳島県と書いていますので、しっかりときれいな表示をしていただけたらと思います。

それと先ほど岡本委員さん、西沢委員さんからも御指摘がありました平石山鉦山の件なのですけれども、西沢委員はぱらぱら崩れてきているような状況の工事をしておいて盛土で止めようというのは、とんでもないことだというようにおっしゃっておいりました。私もそのとおりでと思うのですが、地元の方からこれは何としても盛土をされたら困るということで、是非言っておいてということと言われたのですよね。

それで今は余り搬入もされていないということなのですが、過日、四国電力がそこへ入れようとしていたのだけれども、住民の皆さんの思いを聞いたらここは止めますということで中止をしてくれたということで、これは大事なことだと思うのです。それで、県の公共工事の土砂は入ったりしていないだろうかということをお問われたのですけれども、それはどうでしょうか。

永戸危機管政策課長

ただいま、達田委員から、平石山鉦山の公共残土の受入れについて御質問を頂きました。

基本的に個々の搬入土につきましては、許可の段階で公共工事から出る建設残土を入れることを予定しているものがございますので、県の工事の残土が行く可能性もそれなりにはあろうかと思えます。過去、県の工事の残土が入っている例もありますので、今後もそ

の可能性はあると思います。

達田委員

今までに県の工事で入れたということはあるのですか。

永戸危機管政策課長

過去、県の工事の残土を入れたことはありますけれども、今後についてはあの……
〔「ないだろ」と言う者あり〕

今後そういった予定があるというふうには、私は聞いておりません。

岡田委員長

小休します。(13時47分)

岡田委員長

再開します。(13時49分)

坂東危機管理環境部危機事象統括兼副部長

公共工事についての御質問でございますが、公共工事そのものは危機管理環境部では所管していないのですが、当面、残土の搬入についてはないと聞いております。

達田委員

今後、住民の皆さんの御心配というのが本当に大きいと思いますので、御意見をきちんと尊重していただいて、勝浦川の一番狭い所にどどどどと土砂が流れてくるという、そんなことは絶対あってはいけないので、それを止めるような対策といたしますか、今後はそういうことが起こらないようにしていただきたいとお願いしておきたいと思います。今は止まっているので心配ないのですが、どういうことが起きるか分かりませんので、是非監視の目を光らせていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それからワクチンに関してなのですが、ワクチンの接種、午前中も議論がございましたが、ストップしたりとか足りないとかいうことで、ワクチン接種を順調に進めていくということ、それから検査と併用で感染防止対策を行うということはとても大事だと思います。7割程度の方が接種をして集団免疫ができるのを目指すということなのですが、この状態で、一つは希望する方が全て接種が終えられるのはいつになるのか。そして7割程度の方が受けたという状況になるのはいつ頃になるのか、そのめどを教えてくださいたいと思います。

美原ワクチン・入院調整課長

ただいま、新型コロナワクチンの接種スケジュールについて、幾つか質問いただいております。

まず、希望する方が接種を終えるのはいつかということでございますけれども、国におきましては11月末までに終えるということを目指して言われております。また、7割の

方が終わるといいますのは全体の7割ということになりますが、希望される方が何割かというところを含めまして、こちらについては特に目標の数字は出ておりません。

本県におきましては、18歳以上のワクチン接種を希望される方の50パーセントが8月末までに接種を完了することを目標として設定させていただいております。

達田委員

希望する方のどれぐらいの人数かということで、これを採用されるということなのですよ。

ワクチン接種に関しましては、私、本会議でいろいろと取り上げさせていただいて、副反応のことについてもお尋ねしたのですけれども、ワクチンを接種した後感染しましたという方がいらっしゃる。そして、ワクチンをしていなかった方が感染したというようなことも報道されるのですけれども、特に病院の職員さんなどでこの方は接種していた、していなかったということが言われるわけなのですけれども、ワクチンの接種に関しては、医療従事者等の方は個人のリスクの軽減に加えて、医療提供体制の確保の観点から接種が望まれますと。けれども、最終的に接種は個人の判断ですということがホームページでもきちんと書かれております。そして、接種を行うことは強制ではなく業務に従事する条件にもなりませんということがはっきりうたわれているのですが、先日、徳島市の病院職員さんがかかりましたということで、知事が院内のワクチン未接種の職員全員を対象に接種を早期に完了させる方針を示したと言われるのですけれども、結局こういうふうになりますと強制的かなという感じもするのです。これはホームページで強制ではないと言っているのと少し矛盾するのではないかなと思うのですけれども、どういうふうに捉えたらよろしいでしょうか。

美原ワクチン・入院調整課長

ワクチンの接種につきましては、基本的に自己において判断をしていただくということで、御本人がワクチンを接種するということがない限りは接種を行うことはないと考えています。

達田委員

このワクチン接種に関しては悩んでおられる方もやはりいらっしゃると思うのです。いろいろな体調の都合でどうしようかなと悩んでおられる方もいると思うのです。その方に絶対打ってくださいよと言うのはなかなか言えないことだと思うのですけれども、例えば病院内で感染しましたという場合に、誰か一人でも感染すると記者会見をやりますよね。そのときに例えば、その人が病院関係者であった場合に、この人はワクチンを打っていた人です、あるいは打っていない人ですということは、記者会で報告する情報、内容に入るのでしょうか。

岩田感染症対策課情報発信担当室長

ただいま、達田委員から、徳島県でワクチン未接種の場合の報道についての御質問を頂きました。

まず、新型コロナワクチンにつきましては、国におきまして国内外数万人のデータの中から、発症の予防効果などワクチン接種のメリットが、副反応などのデメリットよりも大きいということを確認して国民の皆様には接種を勧めているところです。本県におきましても、感染拡大防止の切り札として戦略的にワクチン接種を推進しているところでございます。

しかしながら接種につきましては、先ほども答弁させていただいたとおり、強制ではなく飽くまでも本人の意思に基づき受けていただくものと考えております。国や県におきましては、職場とか周りの方に接種を強要したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることがないように、県民の皆様にもお願いをしております。ワクチン接種に関します接種の強制とか、差別的な取扱いを受けた皆様方からの相談対応も行っているところでございます。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されますと、まず保健所で積極的疫学調査を実施するところでございます。この調査におきましては、陽性患者さんの行動履歴でありますとか感染源の探求、濃厚接触者の特定などの感染拡大の囲い込みなどについて必要な情報を調査しております。感染拡大防止を図る目的で行われているものなのですが、陽性患者さんがワクチン接種者かどうかにつきましては、現時点では必須の調査項目にはなっていないので、個人の方がワクチン接種したかどうかについても公表する予定はございません。

ただ、クラスターの発生事案ということで感染経路探求のために積極的な疫学調査を進めていく中で、ワクチンの接種状況が判明したなどの場合には、県民の皆様にご注意喚起を行うということでワクチンの接種状況を公表することもあります。この際には併せて個人のご特定や差別的な取扱いがされないように配慮しているところでございます。

報道の対応ということでございますが、マスコミの皆様にも十分御理解いただくということで、引き続き丁寧に説明をさせていただきたいと考えております。

達田委員

こういうものが出されていますので、この言葉どおりに読みますと、接種できない方もいらっしゃるんですね。強制とか、差別的な扱いをすることがないようにお願いしますというようなことがきちんと広報されているのですけれども、報道などによるとやはりこの人がしていなかったとか、していたけどかかったとか、していなかったからかかったとか、そういうことで一旦ニュースになりますと、いろいろ批判を書き込みされたりして立場上非常に辛い思いをするということもあるみたいなのですよね。ですから、接種をしたかどうかということを報道で言われたいような配慮をしていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

それともう1点は、医療従事者になろうという学生さん、去年は実習も余りうまくできなかったということなのですが、県外あるいは県内の病院で研修、現場で実習するということで、場所も決まっていっているらしいのです。ただ、きちんとワクチンを打っておきなさいと言われて、中には本当に重いアレルギーの方もいらっしゃるようで、どうかしらと思って心配をされているということなのですけれども、そういう場合に実習を受けさせてくれないというような、そういったことはどうなのでしょう。実際にそういうこ

とで心配されているのですけれども。

松島広域医療室長

ただいま、達田委員より、病院の実習における学生、医学生さんや看護学生さんの実習の状況、ワクチンの接種に関する実習について御質問を頂いております。

まず、新型コロナウイルス感染症の発生に伴いまして、医療関係職種等の各学校の養成所等における対応については、文部科学省及び厚生労働省から令和3年5月14日付けで事務連絡が出ております。こちらの事務連絡では、ワクチン接種やPCR検査等について学校養成所等から実習施設へ、学校養成所等として感染防護の取組を行っていることを説明して、検査等が実習の受入れの必須要件にならないように受入機関と対話を積極的に行うように努めること、という通知が出ております。

それで、実習の現状ですが、病院の実習につきまして医学部の6年生につきましては、ワクチン接種の有無に関わらず大学病院内での実習のみとなっております。6月末で6年生の方は実習を終えております。

また、看護学生の関係で看護師等の学校・養成所における病院実習の受入れにつきましては、各学校において受入施設と対話を行い調整を行った上で、例えば実習前の2週間の健康観察、県外往来の有無を確認したり、実習先での感染リスク軽減のために実習の期間は半日とする、患者との対面での接触は1日1回15分以内とするというようなことで、各学校と受入先の施設において感染防止対策を徹底した上で、話し合いをされて実習が行われております。

一方、今年春の感染の拡大時期におきましては、受入予定施設のスタッフの方のワクチン接種が済んでいないことなどから、一部の病院においては受入れをその時点ではされなかったということも聞いております。ただ、こうした場合におきましても実習の受入順位の変更、学外の実習に代えまして学内の実習等を実施することによって、必要な知識及び技能を習得して、各学校において条件に合わせてより良い学習効果が得られるように配慮をされているところです。

ですから、ワクチン接種は飽くまでも任意のものであるという認識でありますので、学生にとってそれが実習の受入れの必須要件とならないように、県としましても関係機関等に国の通知等の周知を努めてまいりたいと考えております。

達田委員

ワクチン接種の大切さを十分説明していただくのは必要なことだと思うのですけれども、決してこれが強制になってはいけないと思いますので、そのところは非常に難しいかと思うのですが、医療の現場で働きたいということで志を持って勉強されているけれども、体の調子でどうしようかしら心配だということで、止めておこうという方もいらっしゃるかと思います。ですから、そういう方が安心して思い通りの職場で働けるように、あらゆる感染防止対策を工夫していただいて、決して強制的にされないような、そういう方向で取り組んでいただけたらと思いますので、その点是非お願いしておきます。

それと先ほど、土砂災害のところで少し言い忘れたのですが、やはり避難をするというのが、命を守るという意味ではとても大事なことなのです。そしてこの避難所の運営とそ

れらもろもろの対策について、男女共同参画の推進という目線で避難所が安全な場所であるようにということが以前からよく言われるのですけれども、徳島県の場合、防災対策とか復興行政に対して、男女共同参画の視点の強化ということで、今どのように取り組んでいるかお尋ねしておきたいと思います。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、防災対策への女性の視点と言いますか、そうしたことの反映について御質問いただきました。

例えば、避難所の運営におきましては、女性用の更衣室や授乳室の設置などプライバシーの確保であったり、女性用のトイレを増設したり、更には性被害、DVへの対応などいろいろ課題がございまして、女性の視点を取り入れた対策をしっかりと取り入れることが重要であると認識しております。

そのため、県におきましては、スフィア・スタンダードということで単なる避難所の質の向上だけでなく、そこにしっかりと女性の視点を取り入れた形で、避難所の運営について市町村とともに取り組んでおります。また、消防団におきましては、女性消防団員が年々増加しておりまして、最近は啓発活動だけでなく避難所の運営や場合によっては消火活動に従事するなど、地域防災の中での役割が高まっておりますので、県としてもそういった部分をしっかりと後押ししてまいります。

さらに、県の地域防災計画などを御審議いただき、県の防災対策に対して御意見を頂く県防災会議におきましては、現在委員が81名いるのですが、そのうち女性委員を39名任用しておりまして、女性割合は48.1パーセントとなっております。ちなみに、昨年度の全国平均でございまして16.1パーセントということで、我が事ではございまして、今、全国一高い女性比率ということで、多面的な取組によりまして、女性の意見をできるだけ防災対策に反映していくように努めているところでございます。

達田委員

今回、熱海の場合ですと、土地柄、ホテルとかそういうところがたくさんありますので、そういうところに避難されている方も多いとお聞きしましたが、徳島県はそういうわけにはいきませんので、公民館であるとか、いろいろな公共施設が避難所になるかと思うのですね。そういうときに、東日本大震災、あるいは阪神淡路大震災の教訓から、女性も高齢者の方も過ごしやすい避難所になるようにということで、ずっと言われ続けておりました。それが、しっかり改善されて、避難所へ行っても安心して過ごせたということで、そういう県になるように努力を続けていただきたいと思いますと思うのです。その根本には、男女共同参画の精神をしっかりと生かしていただきたいと思いますということをお願いして終わります。

岡田委員長

換気のために休憩を取りたいのですが、よろしいでしょうか。

再開は14時25分とします。(14時07分)

岡田委員長

それでは、休憩前に引き続き質疑を続けます。(14時25分)

蛭原保健福祉政策課長

先ほど、西沢委員の答弁の際に、治療薬の件について、国が早期に承認を出したということで、アビガンと言ってしまったのですが、正確にはレムデシビルです。アビガンはまだ承認はされておきませんので、訂正させていただきます。

扶川委員

私も、土砂災害のことからお尋ねをいたします。

報道によりますと、問題は大きく二つあると思うのですが、一つは土砂災害特別区域ないし特別警戒区域に指定されている場所で、住民が早期避難できなかったのはなぜか、していた人もいると思うのですけど。

もう一つは、その土砂災害、ここは特別警戒区域ではなくて、どうも警戒区域というような報道がされていますけれど、その警戒区域の上部である溪流の下の部分に残土が盛られていた。これが原因になっているのではないか。この二つの大きな問題があると思うのですね。

最初に岡本委員さんが聞かれ、達田委員さんも聞かれましたけど、土石流の警戒区域が2,262か所あって、うち1,935か所が特別警戒区域になっているということなのですけど、この特別警戒区域の中にどれだけ人家があるのですか。

杉本砂防防災課長

ただいま、土石流の土砂災害警戒区域における特別警戒区域内の人家戸数ということでですね。

これにつきましては、土石流の警戒区域のうち特別警戒区域に位置する家屋は約1,000戸余りあるという調査結果になっております。この調査につきましては、一番最初に行う基礎調査の時点での数字でございます。かなり古い数字ですし、その後転居されたということもあろうかとは思いますが、この時点での数字を把握しているものでございます。

扶川委員

警戒区域はそれよりやや広いので、警戒区域全体となると特別も含めてもう少し戸数は増えるのでしょうか。恐らく1,000幾つかの戸数になるのだらうと思います。その人たちが、どういう情報でいつ避難するかということが重要なわけで、先ほどから議論されているので私も休み時間に聞きました。砂防情報が載っているマップをインターネットでダウンロードして検索してみました。相当広い面積だというのが分かりますけれど、これを全部ハード対策できるわけがないというのは当たり前のことなので、これについてはやはりまずソフト対策をやって、助けられる命を助けるということが重要なのだらうと思います。この特別警戒区域とか警戒区域の中の人家に対して、行政がそれを把握していて、この段階になったら避難指示を出すというルールがあるとしたら、それはどういう段階ですか。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、特に避難指示を出すときのルールと言いますか、考え方についての御質問でございます。

本来は各市町村が地域の実情に合わせてこういった避難指示などの情報を出すわけですが、県ではやはり一定程度の基準、ガイドラインというのが必要であると考えておりまして、徳島県豪雨災害時避難行動促進指針というものを市町村にお示しさせていただいております。

その中で、時系列、タイムラインによりまして、特に今御質問のございました避難指示につきましては、土砂災害警戒情報、これが県と気象台から発表されたタイミングで必ず発令を検討すると。ただ、先ほど、大塚委員からもお話がありましたように、例えば、深夜に出そうとか、その時間帯、どのタイミングで災害が起こりそうとかいろいろなこともあります。そういった場合には、当然、夜中に出して避難をと言っても避難はできませんので、やはりリードタイムを取る必要もあるということで、そういったことも加味しながら総合的に判断して、市町村でこういった避難情報を的確に出していただくということになるかと思っております。

扶川委員

分かりました。そのときに、家によってはこの区域内にはあるけれども、がっちりした鉄筋コンクリートの建物に住んでいるから、うちは垂直避難して大丈夫だろうからそうするよとかね。個々の住人がどこに逃げる、いつ逃げるという認識を持っていただくための啓発活動が重要なのは言うまでもないのですね。

そこで一つ、どうかと思うのですが、これは非常によくできていますので、水害にも対応するし、急傾斜にも地すべりにも、それから土砂災害にも対応できる。しかもアップしていったらどんどん見られるというね。いいですね、これ。今時に合っています。これを一人一人の住民が、パソコンを持っていない人も含めて、自分の家がここにあって、こういう警報が出たらそのタイミングで避難しなければならないのだというルールを、一人一人のルールをきちんと決めておくと。だから、個別避難計画を自分で立てておくと。そこまでやれば、かなり命が守れると思うのですよ。

そのために例えば、大きなディスプレイは運べないので、プロジェクターとパソコンとインターネットの接続機械などをセットにした機材をそろえて、そういう物を持って、市町村がやるのか県がやるのか、県がそういう物をそろえてもいいと思うのですけれど、地域地域で防災の勉強会をしていくと。そういったことをされたらどうかと思うのですが、是非、県として、その取組を支援していただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

佐藤とくしまゼロ作戦課長

ただいま、お話がありましたように、地域の防災力を上げるためにそれぞれの地域へ出向いて説明会を開く等のお話でございますが、コロナ禍前につきましては、特に寄合防災講座として、年間200回を超えて各市町村の要請、また地域の要請に応じて各地域に出向いて、特に地域の実情に合わせた災害のリスク等について説明をさせていただいております。

す。残念ながら最近コロナ禍でそういった機会が少し減っておりますが、逆にWebでそういったことができるような環境も段々整いつつあります。ただ、高齢者等でなかなかそういったものに触れにくいという方がいらっしゃるのも事実でございます。

今後は、市町村とも相談しながら、やはりまず住民一人一人にしっかりと地域のリスクを認識していただき、また先ほど委員からお話がありました、必ずしも避難所に行くだけが避難ではないというようなことも含めて、しっかりと啓発していけるように連携して取り組んでまいりたいと考えております。

扶川委員

そうしたら、地震のところで個別避難のことを議論しますけれど、土石流の関係についてはこのくらいにしておきます。

あと残土ですが、各自治体で条例を持っていると。私も、徳島県の環境保全条例を作った時に議員でおりまして、当初、届出制でいいという案だったのが、これでは駄目だと、知事の許可制にするべきだという議論をして、採用されたというのを覚えております。その徳島県の現行の環境保全条例、それから県下には勝浦町とか石井町で残土の処理に関連する条例ができていますけれど、今回の問題を受けて見直すべき点はないのか、充実強化すべき点はないのかということを思いました。というのは、例えば、当時の条例というのは汚染された土壌、産業廃棄物などが混入した物を持ち込むということに対する住民の反発が非常にありまして、そういうものを背景に作られた条例、だから環境保全条例の中に入っているのですよね。しかし、今回は別に汚染されていない残土であっても、置く場所によっては非常に大変な問題を起こすということが明らかになっているわけですね。

そこで少しお尋ねしますけれど、現在3,000平方メートル以上の建設残土などを運び込むときは知事の許可になっていますけれど、今回の場合は宅地造成が目的ではないということで報道されていますが、こういう山の中に、例えば資材置場にするとか、残土置場にするとかいうことで持ち込んで埋めるということについては、現行の徳島県の環境保全条例とか法律で、区域によって違うと思うのですけれど、どんな規制が行われ得るのかということを説明していただけますでしょうか。

永戸危機管政策課長

ただいま、扶川委員から、残土関係の法規制について御質問を頂きました。

まず、我々危機管理環境部が所管しております生活環境保全条例につきましては、先ほど扶川委員から御発言がありましたように、土壌汚染あるいは水質汚濁を防ぐための残土の取扱いについて規制するのが主な目的となっております。

ただ、この規制の中でそういった土壌汚染、水質汚濁の要素以外にも、第61条におきまして、不適正な土砂等での埋立て等の禁止というものがございます。こちらにつきましては、埋立てされた土砂等が崩落、流出、あるいは飛散、そういったことがないようにすることが義務付けられておりまして、その行為が生活環境保全又は生活安全の確保上の支障が生じ、又は生じるおそれがある場合、知事が必要な措置をとるよう命令を行うことができるとなっております。

こちらについては、面積要件はないのですが、先ほど委員からありましたように3,000

平方メートル以上の埋立ての場合でしたら、第62条に基づきまして、県知事の許可を得る必要があるということになっておりまして、その埋立ての実施につきましては、搬入土砂の土壌検査、それから定期的な水質・土壌検査が義務付けられます。また、許可に当たっては、崩落防止と適正な防災対策が計画されているか確認しております。

あと、市町村でもそういった条例を作っている所はあると思いますけれども、詳細は承知しておりません。

扶川委員

土砂災害が起こったときに被害が生じる区域が警戒区域であったり特別警戒区域になっているのですが、現行の条例で、警戒区域以外に、例えばそういうものを置くということは絶対にできないのですか、できるのですか。

永戸危機管政策課長

この条例において、そういった特定の警戒区域のようなものを置くことはできないかという御質問でございますが、今の条例におきましては、そういった規定はございません。

扶川委員

それがね、どうなのでしょう、一つこれから課題になってくるのではないのでしょうか。国のレベルでも、この警戒区域、特別警戒区域内に、崩落を引き起こすおそれがあるような開発行為を土砂の埋立てに限らずするということに関しては、きちんとした規制があるのだらうと思いますね。

知事が国に対して、国土交通省に対し意見を申し上げる、知事会にも申し上げるということですが、どのようなことを要望しようとしているのですか。

永戸危機管政策課長

ただいま、扶川委員から、知事会ではどのような提言を国に上げるかということでございます。

これにつきましては、全国的にこういった残土処理の関係については、対応を条例できちんと規定しているところもありますし、こういったことが十分でないところもありますので、こういったことについて、国に何らかの統一的なルールを設けていただくように提言していくものと思われま。

詳しいことにつきましては十分承知しておりませんが、そういう方向になると考えております。

扶川委員

今、私が意見を申し上げましたけれど、今回明らかになったようなことは、災害としては起こっておりませんが、既に県下でも沢を埋め立てたり、各地でありますよね。その度にいろいろな住民の運動が起こってました。主にそれは環境保全の意味合いからの反対運動であったのですが、こうなってみますと、そういうところも斜面をきちんとするとか、水抜きをきちんとするとか、公共的な対策をしっかりととってないと災害にも

つながるなど改めて思いました。

だから、これまでに造られている施設、持ち込まれている残土の状況というのを、やはり県土全体についてこの機会に点検して、そういう意味での危険箇所がないのかというのを改めて調べる必要があると思うのですが、大変手間の掛かる作業と思いますが、いかがでしょうか。

永戸危機管政策課長

ただいま、扶川委員から、今回のような災害を踏まえて、規制の在り方を見直すべきではないかという御指摘を頂きました。

今回の災害につきましては、非常に大きな、過去に余り例のないような大きなものでございましたので、これから原因とか様々な点について検証がなされていくものと思います。そういった今回の検証等を踏まえて、どういった点を見直していけるのか、改善していけるのか、関係各部署と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

扶川委員

行政が調べるのはなかなか大変なのですよね。でもこれまでもそうですけど、住民の方の通報で変な開発行為が行われているということが分かることが多いんですよね、実際被害を受けるわけですから。ですから、こういう余り一般には広く知られてないと思うのですけれど、防災対策の勉強会と合わせて、乱開発、こういうことをやってはいけないんだよという知識も一緒に住民に普及していただきたいと思います。そのことによって、そこに住んでいる住民自身が監視をしていく。効率的だと思うんですね。お金も掛からず、そういうことを改めてお願いをしておきたいので、勉強会にはそういう観点も含めて、この際、お願いしたいと思うのですがいかがでしょうか。

永戸危機管政策課長

ただいま、扶川委員から、御指摘があったようなことを、今後の検討の中で参考にさせていただきます。

扶川委員

それでは次に、地震対策の関係でお尋ねをしますが、死者ゼロについては、まず、阪神淡路大震災の時に8割が圧死で亡くなったということもあるように、圧死の対策を一つしないといけないのですよね。それで西沢委員さんもおっしゃったように、耐震ベットやシェルターといった対策は低所得者にとっても可能だし、家を建て替えるような意欲がない高齢者にとっても可能なのですが、低所得者の中にはその補助を受けても一部負担すら払えないという人が実際にいるのですよ。5万円、10万円でも払えない生活保護受給者などがそうです。

今、災害対策と福祉との連携ということがよく言われます。地域包括支援センターの人とか、ケアプランを立てられる方々、介護支援専門員が災害時のケアプランを作ろうと。これはいいことだと思うのですが、低所得者の生活を把握している部局とこのシェルター、耐震ベッドなどを手当てする部局がよく相談をして、例えば生活保護では年間で家

屋の修理に確か19万円程度までだったかな、11万円だったかな、一定の上限がありますが使うことができるのですね。屋根の雨漏りがするとか、お風呂が壊れてしまったとか、そういうものの1メニューに耐震ベッドの自己負担分に充てることができるというようなことができれば、本当の低所得者でも補助をもらえば耐震ベッドを購入することができるのですよ。そういう仕組みづくりをしないと本当にお金がない人は助からないのではないかと思います。そのあたりどのように進めていただけるか、検討していただけるかお願いをしたいと思います。

蛭原保健福祉政策課長

ただいま、扶川委員から、耐震ベッド、それからシェルター等についての補助制度で、部局間の連携を強めて行うようにという話、それと生活保護世帯の住宅維持費についてメニュー化ができないかというようなお話がございました。

生活保護制度につきましては、生活に困窮する方に対しまして、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としております。それで、この生活保護費の項目の一つに、委員がおっしゃっている内容と思いますが、住宅維持費というものがございます。これは、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理、家屋の補修、その他家屋の維持のために経費を要する場合に認定するといったこととされております。それで、私がネットで見た情報で申し訳ないのですが、データが古いかも分かりませんが、平成31年3月で年額12万2,000円という数字が出てきました。ですので、それぐらいの程度のお金が認定額ということになります。また、この場合の補修の規模ですが、それについては社会通念上、最低限度の生活にふさわしい程度と規定されております。

加えて、生活用品、これは耐震ベッドのほうになると思いますけれど、認定の際には保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失うことがないと認められるものとされておりまして、他の世帯と比較して華美にならない程度とされております。このことから、耐震改修や耐震シェルターの設置について、この生活保護費、この中の住宅維持費等で考えていくのは、現状では非常に困難ではないかと考えております。

扶川委員

そうしたら、徳島発の提言で是非国に意見を言っていたきたいと思います。これまでも、例えばクーラーが買えなくて熱中症で亡くなる方が出てきて初めて生活福祉資金で借り入れることができる制度ができました。一步一步その対象が広がってきているのですけどね。

命を守るためにどうしても必要な場合は、耐震ベッドというのは本当に一番大事な必需品だと思うのですよ。そんなお金を出すぐらいだったら、お金を出すからよそに住めというのも方法かも分かりませんが。賃貸住宅で借りて家賃を補助すれば住めますから。しかし、御自分の古い家に愛着を持って住んでいる高齢者などで生活保護を受けている場合は、家を離れたくないという場合もあるでしょうし、そもそもそこで住んでいただくほうが家賃補助よりも税金の使い方として効率的な場合もあります。是非、もう少し柔軟な対応ができるように国に意見を上げていただきたいのですよ。どうですか。

蛭原保健福祉政策課長

ただいま、扶川委員から、その制度に関して国に意見を上げていただきたいとの御質問がございました。

基本的に保護制度につきましては、先ほど申し上げたとおり、現状では住宅維持費の中ではみることができないという判断になると思います。国に要望というお話もございます。それにつきましても全国的にどういうニーズがあるのかとか、そういう状況も把握しないと、本県単独でという形についてはどうかなと思っています。

これは保健福祉部の話ではございませんが、住宅の耐震化に対して補助を行うという元々の事業がございますので、その中でどう考えるかといったいろいろな検討が必要かと思いますが、一応、県土整備部と話し合いは続けていきたいとは考えております。

扶川委員

要するに補助率を上げて100パーセントにすればいいという話ですけど、まあどちらでもいいです、命が助かればいいので。ただ、最も弱い立場の災害弱者でありながらなおかつ生活困窮者であるような人を見捨てるようなことだけは絶対にしないでほしい。数の問題ではありません、そのことをお願いしておきます。

それから、これ土砂災害も浸水も津波も同じですけど、現状で逃げ遅れる可能性がある災害弱者に対して個別計画を立てて、いつ、どんなふうに、誰がフォローして逃げるかというところまでやりきれていないということがいろいろ報道されていますけれど、この現状については県としてはどのように把握し、どのように問題意識を持っておられますか。

蛭原保健福祉政策課長

ただいま、扶川委員から、災害時の要配慮者の対策についての御質問かと思えます。

災害発生時、高齢者、障がい者等の災害時要配慮者は、自力で避難することが困難な場合、先ほど扶川委員からありましたような場合、それと情報の伝達、そういうのを配慮する場合、そういう点がございます。

少し古いですが、東日本大震災の時には災害時要配慮者に犠牲者が出たということもありまして、その後災害対策基本法の一部改正が行われまして、各市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられております。

しかし、近年、豪雨災害がかなり頻発化、激甚化しております。それを受けて、避難行動要支援者名簿のみではなかなか避難の実効性が十分でないということで、この令和3年5月、災害対策基本法が一部改正されまして、委員がおっしゃったように個別避難計画の作成につきまして市町村、5月に改正されたばかりですが、市町村の努力義務化という規定が設けられております。それとまた、個別避難計画を利用した福祉避難所への直接避難というような内容も設けられております。

こういった避難について、現状、名簿等は全市町村で備えておりますが、なかなか個別計画については進んでいない面もございますので、今年度国のモデル事業を採用しまして、小松島市と一緒に個別避難計画作成モデル事業に応募して、避難計画作成及び避難、情報連携、そういったものをモデル事業として実施し、各市町村への横展開を図っていこうと

いう事業にも取り組んでいくこととしております。

今後とも、逃げるのが困難な人が逃げ遅れないような形で、いろいろ市町村に対して支援を行っていきたいと考えております。

扶川委員

その際、当然ですが福祉関係者は情報を持っている、地域住民は手近なところに住んでおられる、その両方の力を貸していただいて、市町村と一緒に個別避難計画を、個々のプランを立てるということになると思うのですね。ボランティア的な住民の動きというのも非常に大事なのだということを徹底的にお伝えいただきたいと思います。

ボランティアのことでは1点だけ、もう時間がないのですがお願いしたいことがあります。私もしょっちゅうボランティアに行っておりまして、新型コロナウイルス感染症の件に関しては、行く時と帰る時にPCR検査をやっただけの制度ができたということで非常に喜んでいるのですが、早速、熱海に行けないかということで打診をしたのですが、まだそんな状況ではなくて、まだ亡くなられた方を探している。一定に落ち着いたらどこか支援に行けないかなと思うのですが、ボランティアをどこが求めているかということ把握して、自分でアポを取って行くというのはなかなか大変なのです。よほど暇人かねみたいに言われますけど、県内に仕事があるなら県外に行くなよと叱られましたけど、そういうことでは駄目だと思うのですね。だから、その情報を行政が集めて、ホームページなどに載せていただくというのが大事かと思うのです。

逆に受援情報というか、受援計画というか、それも言われていますね。いざ我が県で災害が起こったときに、ボランティアの方などを受け入れる計画をしっかり立ててほしいですね。体制を取ってほしいのですね。それで、受入れ体制ができないために、私なんか現場に行きますと、個々の民家は本当に毎日毎日ボランティアを待ち望んでいるのだけれどもなかなか送ってくれない。ボランティアのほうも行きたいのだけれどもなかなか受け入れてくれない。受入れ体制がそこで一つのネックになっているのですよ。そういうことがないようにしていただきたい。

この2点、どのように県として取り組んでいただいているか、お答えください。

蛭原保健福祉政策課長

ただいま、扶川委員から2点、災害ボランティアの受入れの情報提供及びその受入れをできるだけ迅速にできないかとの御質問を頂いております。

大規模災害につきましては、複数の市町村で災害ボランティアセンターが立ち上げられて、ボランティアの受入れが行われます。現在は市町村の災害ボランティアセンターを支援する県災害ボランティアセンター、本県では県社会福祉協議会になりますが、県社会福祉協議会や全国社会福祉協議会のホームページにおいてボランティアの募集情報をまとめて発信するようになっております。

静岡県熱海市、具体的に扶川委員から例があったと思うのですが、ネットとかいろいろ調べてみたのですが、昨日19時の時点では、災害ボランティアの募集は事前申込みで受け付けているようで、ただし地域を限定して静岡県東部地域の方を募集しますという形でされているみたいです。

これが大きな災害になりますと、当然全国募集ということも行われることとなってくると思います。そういった場合は当然、県社会福祉協議会などのホームページに載せていただいて、県内でも情報発信させていただいて、ボランティアに行ける人の目に届くような形にしていくというふうになっております。

それと、まだ全国的に広がっている取組ではないのですが、情報発信につきましては効果的な仕組みというのを考えておりました。昨年度、県社会福祉協議会とIT企業のサイボウズ株式会社との間で、災害時の被災者の支援活動に係る協定を巻いております。これはサイボウズ株式会社が運営するクラウドサービス、その中に災害ボランティアの募集の状況とか、ボランティアがここの地区には何人入っていますよとか、そういうものをクラウド上でみんなが見えるような、情報共有ができるような。ただ、今協定が巻かれているところが、私が調べた限りではまだ3県程度しかないもので、こういうものが全国的にうまく広がっていったらリアルタイムでこの市町村が少ないぞというのが行く人にも見えてくるという状況になります。今年度は県でもそういうものも防災訓練とかで活用したいと思っていますので、そういう知見などもいろいろ発信していきながら、全国展開できないかということに取り組んでいきたいと思っています。

それともう1点ですが、災害ボランティアの受入れを迅速に開始できる仕組みの構築が必要でないかという質問を頂いております。

災害が発生しますと、災害対応、被災地では当然大きな混乱が生じてまいります。このような中においてまずは当然、救助が最優先で行われます。その後、復興に向けた取組が行われるわけですが、この復興に関しては当然災害のボランティアさんの力というのが非常に重要になってきます。

災害時の混乱や被災状況により、災害ボランティアセンターの開設というのは一定の時間を要するような状況になっておりますが、扶川委員がおっしゃるようなこれをできる限り早く開設できますと、その後の復興とか、その復興に向けた歩みを順調に進めることができるのではないかと、ひいては被災地の住民の方の生活再建が早く進むことにつながると考えております。特に県内で被災が発生した場合、災害ボランティアセンターをできる限り早急に立ち上げることが復興などが進むのに非常に重要なことと捉えております。

災害発生時、当然救助が第一、それでボランティアを行うにも二次災害などがないという見極めが当然重要となっておりますが、早急なボランティアセンターの開設、募集の開始、何か工夫ができないかということ、ボランティアセンターの核となるのが県社会福祉協議会になりますので、県と県社会福祉協議会でいろいろと、今これがいいというのはなかなか頭がないのですけれど検討していきたいと考えております。

扶川委員

是非しっかり検討していただきたいと思っています。

それでボランティアもね、私みたいな素人のボランティアも要るのですけどね、泥かきなどは素人でもいいのですけど、それよりも、少し重機が触れるとか、屋根に登れるとか、非常に重宝されるのですね。そういう観点で、少しそういう建築に心得のある人たちがボランティアに参加していただける仕組み作りも是非お願いしたいと思っています。それを後押しするような仕組みを作っていただきたい。

以前、県南の山の中で大きな災害が起こった時に、那賀町のほうで重機を持って駆け付けてくださった事例がありました。重機を持っていたりする人、建築関係の人が機敏に動いていただけというのは大事だと思うのでその状況というのを、もう時間がないのでお答えが難しかったら後でもいいのですけれど、例えばどこにどれだけユンボがあつて、いざ発災したときにどこに協力を求めることができるかという備えを、常時情報と打合せと協定とを作らなければいけないでしょう。確か協定は前にできていると思うのですけれど、現状どうなっているのか教えていただきたいと思います。

蛭原保健福祉政策課長

すみません、ただいま重機等の協定とかということにつきまして持ち合わせておりませんので、また後で調べまして報告をさせていただきます。

扶川委員

分かりました。

教育委員会にお尋ねします。運動会、それから修学旅行についての見通し、コロナ禍でどうなっていくのか、それで例えばワクチンがどれくらい進んでいったら、あるいは感染者がどのくらいの数字になったらやるのだ、やらないのだの目安を考えておられたら教えてください。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

ただいま、扶川委員から、運動会、修学旅行の実施や中止の基準についてお問合せがあったと認識しております。

本年度に入りまして全国で新型コロナウイルス感染症が拡大しまして、本県においてもとくしまアラートのレベルが引き上げられてきたところです。教育活動等に係る感染拡大防止対策の強化に努めまして、修学旅行については一定の準備期間を要しますので、とくしまアラートの発令に応じて県として早めに対処方針を示してきたところであります。

具体的には4月20日、とくしまアラートの感染拡大注意・急増に伴いまして、県境を越えての修学旅行等の実施は延期等を検討することとしました。

4月27日に県内の感染拡大が見られましたことから、更なる対策強化といたしまして、県内外を問わず修学旅行、遠足などの校外行事の実施は延期等とすること、その他の行事については実施の必要性を慎重に見極め、オンラインでの実施や延期等とすることといたしました。

また、6月2日には県内の感染状況が縮小してきましたところから、とくしまアラート感染観察・強化に応じまして、県境を越えての修学旅行等の実施は延期等を検討すること、県内で実施する遠足等については慎重に判断するとともに、実施の際は感染対策を徹底することといたしました。

そして現在、6月24日のとくしまアラート解除を踏まえまして、修学旅行や遠足などの校外行事につきましては緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の対象区域との往来は禁止とし、対象地域以外との往来については、当該地域の感染状況及び当該地域の自治体が定める対応方針等を十分に確認した上で慎重に判断するとともに、実施の際は感染症対策を

徹底することとしました。

アラートに応じた修学旅行等の対応を各学校に早め早めに対応を促してきたところですが、今後もとくしまアラートの発令に応じまして対応を迅速に示し基本としながら、安全安心な実施となるよう修学旅行等の学校行事の基準としていきたいと考えております。

仁木副委員長

ただいまの質問に引き続いて、関連して質問をさせていただきますけれども、修学旅行等についてはそういった形で今答弁があったかと思いますが、遠征とか部活動についてはどのような形になっていますでしょうか。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

今、仁木副委員長から、部活動の遠征等についての判断基準ということで、どうなっているかという問合せを頂きました。

部活動におきましても、地域の感染状況、そして特にとくしまアラートの発令に基づきまして対応を示しているところであります。

仁木副委員長

私は同等にしなければならないと決めて発言をしているわけではございませんでして、地元で聞いておりますと、遠征に行く、帰ってこられる際に、検査を受ける機会を提供していただいているというようなことも聞いております。そういった形で、遠征から帰ってきた後にPCR検査を提供されているのかどうかお聞かせください。

三原体育学校安全課防災・健康教育幹

部活動の遠征等、部活動のモニタリング検査について問合せがあったと思っております。

県内の大会におきましては、各学校の判断により、その実施する大会の前と後、希望する学校にモニタリング検査を行っているところです。

県外につきましては、県外の大会を実施した後、県内に戻ってきたときにモニタリング検査を希望する学校に実施しております。

仁木副委員長

県外の大会から帰ってきた後ですけれども、希望する学校についてモニタリングを実施するという答弁でありましたが、その緩やかな答弁の影響なのかどうなのか分かりませんが、私の聞くところによりますと、遠征から帰ってこられて保護者の方がPCRのモニタリングを受けたのかと自分の子供に聞きましたら、受けていないというような話があると。なぜ受けなかったのか、受けなければ駄目なのではというような話を家庭でしたら、周りが受けていないから受けていないのだという親子の会話があるらしいです。

これは集团的に一緒に遠征に行った中で、帰ってきて集团的に独自の判断でPCRのモニタリングを受けていないというような実例の一つであると思うのですけれども、ここら辺というのは県外での遠征においては接触するような確率も高いと思うのですけれども、強制はできなかったとしても基本全員検査ということを促すべきではないのかなと思うの

ですけれども、その点教育委員会としてはいかがお考えになられていますか。

臼木副教育長

部活動のPCR検査に関してでございます。

今、三原教育幹が申しましたように、県内と県外という形でPCR検査を実施しているところ、もう既に各学校に対して照会を行いまして取組を進めているところでございます。この中で、今お話がございました県外大会につきましては先ほど説明しましたように、帰ってまいりましてから検査をするのですけれども、基本的には全国大会等になりますので、徳島で勝ち上がった学校が参加するという、そして全国から集まってきた学校と試合をして、交流も一部含まれているのかなというところがございます。これにつきましては、県外から帰ってきました学校全てを対象に、各家庭に対して希望を取りまして、その希望を取った上でPCR検査を実施していくという形にしております。県外につきましては帰ってきた学校全てを対象に、それぞれ希望を取っていくという形で実施をしていく方針でございます。

仁木副委員長

副教育長さんの答弁、非常に大事だと思うのですが、帰ってきた学校が対象なのか、今少し出たと思いますが家庭を対象とおっしゃいましたか。

臼木副教育長

部活動のPCR検査に関してでございます。

繰り返しになりますけれども、全国大会に出場しましたその学校の部活動が帰ってきます。その帰ってきた部活動全てを対象にしまして、部活動の生徒の御家庭に対して、PCR検査を受けますかという希望を取ると。その上で希望した生徒家庭に対してPCR検査を実施していくと、そういうものでございます。

仁木副委員長

今の答弁、非常に大事だと思います。

私が聞いているこの状況でしたら、生徒が判断された中で受けないということを決めていたと。それを親が聞くまで報告がなかったというような格好でございますから、今の答弁で言えば家庭での判断というようなことだと思いますので、いわゆる生徒だけでそれを判断しきるのではなくて、家庭と一緒に判断するというようなことの認識でいいのかどうか、最後に御答弁ください。

臼木副教育長

PCR検査につきましては、繰り返しになりますけれども、県外大会に参加した部活につきましては、その全ての部活動を対象に希望を取るところで、御本人、御家庭の希望を取った上で実施をしているというところでございます。

仁木副委員長

家庭で希望を取るのであれば、生徒がウイルスを持ち帰る前に、しっかりその希望を先に持ち帰っていただきたいのですよ。保護者からのこういったことだって、生徒の中でしないと決めてしまったら、それでそこからいざ決まってしまうたら、私は受けたいけど受けにくいという人だっているはずなのです。ですから、家庭の希望があるかどうかも含めて親子で話をした上なのであれば、しっかりと家庭で相談できるように持ち帰ってもらうというところを、部活においても、家庭においても、学校においても徹底していただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

あと2点ございますが、ワクチンの関係ですけれども、今回補正予算4億円を計上していただいておりますが、この4億円につきましては国の事業としてされていると思います。これは職域接種とか広域接種とかそちらのほうではなくて、お医者さんが御自分の病院で打たれたり、巡回のときに週100回以上とかいうところに出てくるメリットの部分であるかなど。接種回数を促していくということで非常に大事なことであると思いますが、今後ファイザーワクチンが徳島市は止まっていくというような現状を踏まえてみたら、これまで接種をされた診療所等々にはこの点は支払われるでしょうけれども、今後の接種は徳島市においてはファイザーワクチンは止まっているのですよね。止まっていく状況であれば徳島市は促していくには当てはまらない事業になってくるのかなど見立ててしまうのです。それがいいとか悪いとかいう話ではなくて、そういう現状も踏まえていけばなのですが、徳島市は64歳以下の方、12日以降キャンセルしていかなければいけないのですよね。それに65歳以上でも、7月10日までに事情によって1回目の接種が受けられなかった方で、既に予約をしている方は大丈夫だけれども、予約ができていない方は65歳でもできないのではないかなど通達を見る限り思うのですけれども、そういった方を救済というか、県で補完できないのかなど私は思っています。ここからが議論になっていくのですけれども、現状を教えてもらいたいのですが、県が設置しております広域接種はモデルナワクチンを使っておりますね。その状況は今どうなっているのでしょうかというのをワクチンの確保の状況も含めて少しお聞かせいただければと思います。

美原ワクチン・入院調整課長

ただいま、仁木副委員長より、アスティとくしまのワクチンの接種状況について現状どうなっているかという御質問でございます。

まず前段の徳島市につきましては、60歳から64歳の予約を7月6日から開始するというところを停止したということですので、その60歳から64歳の接種については個別診療所で取っているものはキャンセルという形になるかと思いますが、一方65歳以上の方につきましては接種は進めていただけるものと考えております。

その上でアスティとくしまの現状でございますけれども、アスティとくしまにおきましては接種会場を2か所設置しております。1階でファイザーワクチンを用いまして65歳以上の徳島市、小松島市及び阿南市の方の接種を実施しております。また、3階の接種会場におきまして、保育士等の方につきましてはモデルナワクチンの接種を進めているところでございます。こちらの接種につきましては、7月15日までに回数として約3万2,000回の接種を終えるというイメージでございます。その7月15日を過ぎますと、ファイザーワクチンの接種を一旦終わります。1階の大規模ホールで幼稚園教諭でありますとか教職

員等の接種を開始していくと、夏休み中の接種を考えております。

仁木副委員長

そうしましたら1階の所がモデルナワクチンになっていくのでしょうかけれども、モデルナワクチンの確保数というのは、先ほどおっしゃっていた保育士さんとかそういった方の数のみを想定されているのか、どういった形で確保されているのかが少し理解が分からなくて、この武田／モデルナワクチンの場合というのは枠を決めてV-SYSか何かで先に申請してから、そこから納入を週ごとに入れていくのかなと思うのですけれども、県の広域接種の武田／モデルナワクチンにおいても同様なのか、総量を幾ら確保できているのかということをお教えいただければと思います。

美原ワクチン・入院調整課長

武田／モデルナのワクチン送付量につきましては今、副委員長がおっしゃったとおりで、毎週必要量をV-SYS（ブイシス）に入力をして、必要量を送っていただけるということとなっております。武田／モデルナワクチンにつきましては、現状、職域接種等におきまして、いろいろ精査をされているということでございますので、現状はなかなか申し上げることができませんが、今現在、保育士及び教職員等についての接種をできるだけ量は確保しているというところでございます。

仁木副委員長

私が議論したかったのは、総枠が分かるのであれば、総枠が決まってから、職域接種の場合は総枠を決めて申請して、ここで確定した中で、毎週毎週これだけ要りますということでV-SYS（ブイシス）で流していくと思うのです。広域接種が同じなのであれば、総枠が分かっているのであればその総枠を、徳島市のキャンセルしてしまった方とかそういった受けられない方を、本来そういうことが広域接種の目的だと思うのです。ですから保育士さんとかを止めろと言っているのではないのです。保育士さんが終わった後の計画を今から立てなければいけないのではないですかと、そういう見通しを付けていくべきではないのですかという議論をしたいのですけれども、その点、総枠が今言えないのであれば議論もできないのでこの辺に留めますが、そろそろそういったことも市町村に手を差し伸べていただきたいなということ強く要望したいと思います。

併せて職域接種の中でも、主催者側に対して国のほうである程度決められているのは、一人当たり1,000円ぐらいのいわゆる運営費の補助というのを計画されていると。これは今議会には上程されていないから、すぐには予算化はされないのでしょうかけれども、この事業が進んでいくということは見えていますから、これまで私は言ってきましたけれども、使える費目ぐらいは厚生労働省に問合せをするべきではないのかなと思うのです。まだコンプライトされていない状況だったとしても、どういう状況で流れているのかというところが分からなかったら、今、職域接種されている団体の皆さん方はどう処理していったらいいのかという想像が付かないですね。ですからこの点、最低でも費目ぐらいは厚生労働省に問合せをするべきではないのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

美原ワクチン・入院調整課長

ただいま、仁木副委員長から、職域接種に係る国の交付金事業の内容について問合せをすべきではないかという御質問でございます。

職域接種の支援のフレームにつきましては、国のほうからポンチ絵や事務連絡等で概略は送られておりますが、支援の詳細についてはまた後ほどということで、まだ送られてきておりません。

支援の内容につきましては、職域接種の場合は1,000円掛ける接種者数を上限として必要な実費、その中身については大規模集団接種に対する支援と同じというような形は書かれているのですが、その詳細につきましては実は厚生労働省に照会をしているのですが、まだ返答がないという状態でございます。この詳細が分かりましたら、新たな事務連絡等が参りましたら、その都度お知らせをしてまいりたいと考えております。

仁木副委員長

この制度の中身を見させていただきましたが、一人当たり1,000円なのだけども、実費と書かれていますから費目が必要だということです。実費と書かれていますのであれば、費目というのは想定されているものはあると思うのです。例えば、県の広域接種に準じるのであったら、広域接種で認められる費目が何なのかということぐらい分かると思うのです。ですから、そういったことで県でもまとめていただきたいと思いますと思うのです。

我々議員は38人いて、皆さんとお話しさせていただいていろいろ教えてもらっていますが、県民70万人みんなが一人に問合せしたらできないからこうやって代表してやっているのかもしれませんが、47の都道府県しかない中で、そういう問合せができないということは、どんな有事だったとしても少しクエスチョンが浮かぶところでして、忙しいのは分かるのですが、その中でもその制度を利用して必死で頑張っている現場の方がいらっしゃいますので、そういったところも含めて問合せをしてほしいというところがあったら真摯に調べていただきたいというところは一つお願いをしておきたいと思っております。

次、最後に請願に係る分でありますけれども、この「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」の請願の中にもあるのですが、2年前に私この委員会で議論をしてまいりました。これがずっと継続になっている分だったというところだったので、何か継続になる理由があるのかなと思ってやり取りとかさせていただいて、最後年度末には年度を越えての継続ではなくて退路を示さなければいけないのではないかなと思って、当時の答弁ではこの小規模建物も含めたところで耐震化の方針を作るとということで、私は計画を作っていただきたいというところで質疑をしていたのですが、方針を作るというところでの踏み込んだ答弁でありましたので、この請願においては採択でなくてもいいのではないかなという意見を述べさせていただいたわけなのです。この小規模建物も含めた計画が1年たって今どのようになっているのかということをお教えいただければと思います。

矢田施設整備課長

耐震化の現状についての御質問だと思います。

学校における校舎や体育館等につきましては、平成30年度末に県立学校については耐震

化を完了しております。一方、昭和56年の新耐震基準以前に建てられた小規模建物につきましては、非木造1階建てで200平方メートル以下、それから木造で2階建て以下で500平方メートル以下という基準になっております。これにつきましても耐震診断や耐震化の努力義務があるとされていることから、県教育委員会では小規模建物の耐震診断を行ってきたところです。

仁木副委員長からもお話がありました、令和2年3月の当委員会におけるこの御論議を踏まえまして、令和3年3月に小規模建物の整備方針を策定し、今年度から高校施設耐震診断改修事業により着手しております。この整備方針でございますが、耐震化に重点を置きまして、構造上耐震改修が可能と考えられるものについて耐震化を図ることを基本に、当面は授業や部活など生徒が利用する頻度が高い建物を優先して耐震化に取り組み、その他の建物につきましては、各学校と協議の上、集約化や用途廃止、また他の建物への機能移転等を含め検討を行うこととしております。

副委員長から当時、方針というか計画という御発言があったと思います。より計画に近いもので話をしますと、優先して取り組む建物を、先ほどの方針に基づきまして39棟に絞り込みました。今年度は2棟の耐震化に取り組むこととしているというのが現状でございます。

仁木副委員長

方針について踏み込んで答弁していただいて、実際、方針を立てるというか方針を示していただいていると思うのですが、計画というのは今年度は39棟を抽出した中で2棟というところまでの計画なのか、それとも全体の計画ができているのかどうかを少し教えてください。

矢田施設整備課長

全体の計画を年度ごとに全て立てているのかという御質問だと思います。

この耐震化につきましては、既に教育委員会で取り掛かっておりました耐震診断で4棟の建物に耐震性がないということになっておりまして、まず耐震性がないというものから先に着手していこうと。

それから各年度の計画につきましては、耐震診断を行って、耐震性がないとなりますと設計して工事となりますので、対象となる建物の規模によりまして予算等また変わってまいります。結果によりましてその状況が変わるということになりますので、39棟についてはやっていくということになって、後は予算の状況によるということになります。

仁木副委員長

ということは方針としては単年度ごとの計画は立てられたとしても、予算が決まっていないということなので、中長期的な計画は立てづらいということですね。ということで理解したいと思います。

ある程度今ので理解はできたのですけれども、これまでずっと議論してきた中で、私は1年抜けたので、1年前の議論と今の議論が繋がった中でなのですけれども、理事者側としては今までの議論の中でこういう対応をしていっているということで、この内容とい

うのは今までの対応とこれからの対応で補完できていると思われているのかどうかというところを少し教えてもらえればと思います。

矢田施設整備課長

これまでの対応，それから整備方針によって十分補完できているのかという御質問だと思います。

教育委員会としましてはこれまでの当委員会での御論議を踏まえまして，先ほど申しました方針を立てて，小規模な建物について耐震化に取り組むということにしております。これで補完できているのかということにつきましては，先ほど申しましたように絞り込んだ優先的なものについては取り組むということで，使用している小規模な建物というのは，前回の当委員会でもお答えしているのですが約250棟ございました。これにつきましては，耐震化できないものについては改築ですとか集約するということになりまして，かなり長い時間を掛けて行っていくということになりますので，整備方針に従いまして，予算確保に努めて着実に進めていくことが補完していくことにつながってまいるものと考えております。

仁木副委員長

進めていくことが補完されることになるということは，時を重ねなければ解決できない，補完されないというところで，非常に難しい議論だと思いますけれども，いずれにしても私もまた年度末の議会ではいずれかの態度を示したいと思っておりますので，それまでには極力補完されるように求めさせていただいて質問を閉じさせていただきます。

岡田委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

次に，請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第1号の3，ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育についてを審査いたします。本件について，理事者の説明を求めます。

臼杵副教育長

請願1号の3，ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育について，現状を御説明させていただきます。

まず，①，体育館等の施設を含めた学校関連施設の耐震化率100パーセントを早期に実現すること，につきましては，県立学校は，発災時の生徒の安全確保はもとより，地域住民の広域避難場所としての役割を果たすことから，学校施設整備に当たっての最優先課題と位置付け，校舎や体育館等の耐震化を進めてまいりました結果，平成30年度末で県立学校施設の耐震化率は100パーセントとなっております。

なお，公立小中学校の耐震化については，現在，2棟の耐震化が未完了となっておりますが，この2棟についても今年度，改築事業に着手したところでございます。

また、倉庫等の小規模な建物についても耐震診断の努力義務があるとされておりまして、県立学校については、昨年度、これまでの耐震診断結果を基に策定した県立学校小規模建物整備方針に基づき、施設の最適化を図りながら計画的に耐震化を進めております。

市町村に対しても、小中学校施設の小規模建物の計画的な耐震化を図られるよう、技術的支援や指導・助言等に努めてまいりたいと考えております。

②、巨大地震による津波に対して子供たちの安全な避難場所の確保をすること、につきましては、県教育委員会では、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針として、学校防災管理マニュアルを作成するとともに、教職員研修を通して災害対応能力の向上を図っております。

各学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、学校防災計画を策定しまして、地域や学校の実情に応じて地震・津波からの避難経路や避難場所を全ての学校において設定しております。

避難場所につきましては、児童生徒がより安全に避難するための1次避難場所、2次避難場所を設定しまして、実戦的な避難訓練等を繰り返し、年度ごとに学校防災計画の見直しや改善を重ねております。

今後とも、南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒の安全確保のための事前の危機管理に努めてまいります。

請願の内容に関する現状は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

岡田委員長

理事者の説明はただいまのとおりであります。本件はいかがいたしましょうか。

(「採択」という者あり)

(「継続」という者あり)

岡田委員長

それでは、意見が分かれたので、まず、継続審査について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第1号の3

これをもって、防災・感染症対策特別委員会を閉会いたします。(15時37分)